

令和3年10月20日（水曜日）

## 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

### 議会会議室

#### 出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、  
西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、  
金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、  
伊藤大典

#### 開会

9時56分

#### 協議

9時56分

(委員長)

皆様、おはようございます。何かとお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会を開会いたします。審査に入る前に、読売テレビから撮影の申出を受けております。これを許可してもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

ありがとうございます。ご異議がありませんので撮影を許可します。

本日の委員会は、既にSide Booksでお伝えしてまますとおりの審査順序案どおり、証人尋問となります。

また、赤松弁護士のご助言により、関係法令の抜粋を参考までに、皆様の机の上に配付しておりますので、ご参照ください。

尋問を開始する前に、注意点等について再確認をさせていただきます。

まず、証人尋問の順番は、事件当時の所属と身分となりますが、柳本公園整備課長、森公園部長、三木学校施設課長、岡本教育次長、佐野産業局長、内海副市長、高馬副市長、黒川副市長の順で進めたいと思います。

前回の委員会でも確認をいたしました。尋問時間は、松岡議員以外は3分程度であり、2人以上の委員がいらっしゃる会派は、1人が代表して合わせて6分程度の尋問を行っていただいて構いませんが、その場合は、尋問の冒頭で、代表して尋問を行う旨を、ご発言して

いただきますようお願いいたします。また、尋問は、持ち時間が尽きた時点で、事務局より呼び鈴で合図をさせていただきます。

また、尋問に際しては、通常の委員会と同様、挙手の上、委員長である私の許可を得てから発言するようにお願いいたします。

次に、証人尋問の注意点ですが、証人の宣誓時に皆さんに起立してもらうこととなります。私が「起立」、終わったら「着席」の号令をかけますので、傍聴人の皆さんも、その際にご協力のほうをよろしくお祈いします。

また、尋問に当たりましては、証人の基本的人権に配慮し、重複尋問、調査事項に関係のない尋問ですとか、侮辱的尋問等を行わないようお願いするとともに、執行部から提出を受けた非公開情報部分を含む資料を元に尋問する場合、当該、非公開情報部分を答えさせるような尋問は差し控えるようお願いを申し上げます。

なお、地方議員には免責特権は認められておりませんので、証人の名誉を著しく害したときには、名誉棄損罪の対象になることもありますので、その点ご留意をお願いします。

さらに、尋問は証人も非常に緊張されるため、証人が理解・把握しやすいように、抽象的な質問にならず、一問一答のように、簡潔に分かりやすく行っていただくよう配慮をよろしくお願いいたします。

次に、前回の委員会でも確認をいたしました。本日は午前中のみ予定となりますが、契約に基づく法的助言をお願いするために、赤松弁護士にもご臨席いただいておりますので、ご了承ください。

最後となりますが、本日は重要な問題について証人から証言を求めるものですので、委員の皆さんはもとより、マスコミ関係の皆様、また傍聴人の方も含めまして、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、柳本氏、森氏、三木氏、岡本氏を宣誓席に案内をいたします。事務局よろしくお祈いします。

[事務局職員の案内で柳本氏、森氏、三木氏及び岡本氏が入室及び宣誓席に着席。]

(委員長)

それでは本委員会に委任されました「浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事」、「白浜小学校の相撲場整備に関する事」、「白浜西山公園に関する事」及び「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事」についてを議題として調査を進めさせていただきます。

各証人におかれましては、大変お忙しいところをご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、各証人が証言を行っていただくに当たりまして、メモ等を持参することを許可していますので、各委員におかれましては、ご了承をお願いします。

ただし、証人に申し上げますが、証言は記憶によることを原則としておりますので、あらかじめ作成した想定問答のようなメモを見ながら、証言は認めておりませんので、ご注意ください。

また、尋問内容は、当局側から提出を受けた資料を元に行われるものも多いと思います。対象事件ごとにまとめた資料集を準備しておりますので、必要に応じてご利用されても結構でございます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または祈祷、もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由はなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

一応、以上のことを、証人の皆さんはご承知になっていただきたいと思います。

今から証人に宣誓を求めますが、テレビカメラ撮影及び写真撮影は、一旦ここまでとなりますので、マスコミ関係の方はテレビカメラ撮影及び写真の撮影を中止してください。

それでは、証人はお手元にある宣誓書を、本日の日付まで証人全員で朗読をいただきまして、その後、柳本証人から順にお名前を述べてください。

それでは法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。それでは皆様、全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(全証人)

宣誓書。私は良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年(2021年)10月20日。

(柳本証人発言)

柳本 秀一。

(森証人発言)

森 貴之。

(三木証人発言)

三木 尚。

(岡本証人発言)

岡本 裕。

(委員長)

はい。それではご着席を願います。

[全員着席]

(委員長)

では、宣誓書に署名捺印をお願いします。これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、挙手をしていただき、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらからの質問をしているときはおかけになくなってよろしいですけれども、お答えの際はその都度、ご起立を願います。

各委員に申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、本日は重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる行動のないようご協力を改めてお願い申し上げます。

また、各委員の発言については、証人の人権に留意されるよう強く要望をいたします。

それでは柳本証人から証言を求めます。その他の証人は、一度ご退席いただき、尋問の順番が回ってきましたら、事務局の職員が証人席までご案内いたしますのでお願いします。では、事務局案内を。

[柳本証人が事務局の案内で証人席に移動。その他の3人の証人が退室。]

## 証人尋問(柳本証人)

10時08分

(委員長)

では、尋問は最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことといたします。

まず、あなたは柳本秀一氏ですか。

(答弁)

はい。はい、そうです。

(委員長)

現在の本市における身分と所属をお述べてください。

(答弁)

手柄山中央公園整備室室長でございます。参事でございます。

(委員長)

それではまず、浜手緑地・白浜地区の公園整備に関するについて尋問をさせていただきます。

まず、前提となりますけれども、建設局が6月18日の本委員会に提出した資料として、音声データを元に、松岡議員と面談した議事録を作成していますが、この内容について、一言一句合致してるとは言いませんけれども、内容及び発言に間違いはありませんか。

(答弁)

はい、間違いございません。

(委員長)

それでは、記録を基に尋問させていただきます。2019年5月17日の記録からさせていただきます。

まず、プロポーザル契約について確認をさせていただきます。同公園の施設整備について、プロポーザル契約を実施することは、地元の市場委員会等で事前に説明して、理解は得られていましたか。

(答弁)

市場委員会でプロポーザルやりますとまでは、言っていないと思うんですけども。業者の提案によって、決めますというようなぐらひの話はしたかと記憶しております。

(委員長)

では、プロポーザル契約とすることの方針決定については、実施前に所管の常任委員会等で説明を行ってありましたか。

(柳本証人発言)

常任委員会、議会の委員会ですか。

(委員長)

はい。

(答弁)

いや、議会の委員会ではそこまでの報告はしてなかったと思います。プロポーザルと決めたのは部会とい

いますか、部会で決め、部会には報告しております。  
建設局のですね。

(委員長)

それでは次。同公園整備は、平成27年10月に、灘の松原自治会が、市場移転に対する3つの要望を出し、そのうちの1つに、浜手緑地の施設充実がありまして、当時の石見市長は、「当該緑地を、ご要望に沿った内容で検討」と回答をされています。

プロポーザル契約の要求水準書を作成するに当たりました、地元の要望を聴取して反映していなかったのですか。

(答弁)

地元の自治会の役員さんでありますとか、市場委員会でもそうですけど、地元の材料とか、地元を使うようにというのは割と言われてたことなんで、そこらあたりは要求水準に盛り込んだと考えております。

(委員長)

プロポーザルによる場合はですね、業者からの提案内容を事前に見せることができないと、松岡議員に説明をされていますが、松岡議員から内容を見せろとの要求はありましたか。

(答弁)

案を事前に見せろというのはあったと思います。

(委員長)

それでは松岡議員は、地元推薦、地元協力度など、地元業者にこだわっていると思われそうですが、その理由について、柳本さんとして思いつくことは何かありますか。

(答弁)

まあ、あの地区は鎖でありますとか、釘もそうですかね、なんかちょっと、地元から聞いた話では地場産業、その辺りが盛んだということで、そういう要求をされたのかなと思っております。

(委員長)

このプロポーザル契約の応募者につきましては、地元業者は入っていましたか。

(答弁)

地元であれだけの遊具を造れる業者は、多分いなかったと思います。

(委員長)

それでは落札業者はどこですか。姫路の業者ですか。

(答弁)

大久保体器株式会社。岡山市の業者です。

(委員長)

では、次に質問します。「東京に行って、先生、これ来年いらんわ、半分にしといて。」と、松岡議員から発言があります。内容的には、国からの補助金に関することと思われそうですが、具体的な内容について、あなたは聞かれたことがありますか。

(柳本証人発言)

補助金についてですか。

(委員長)

発言を…。

(答弁)

東京に何回も行かれてるっていうのは、ちょっとまあ、知っておりましたが、その内容についてはちょっと聞いておりませんね。分かりません。

(委員長)

じゃ、松岡議員の働きかけによって、公園部の事業における補助金が増額となったということはありますか。

(答弁)

社会資本総合何とか事業だったんですけど、通常の公園事業だったんですが、あるときから都市防災の事業に、ちょっとメニューが変わりまして、そちらのほうで補助金がつきやすいということはあったかと思えます。

(委員長)

それでは、次ですね。「市長が見れるのであれば、市長のところに置いてくれば良い。」と発言、また、「新副市長にまた上手に相談する。」ですとか、発言を松岡議員はされています。提案内容について、副市長等から事前に見せるよう指示はありましたか。

(答弁)

いや、そういう指示はございませんでした。

(委員長)

では、記録を変えまして、次は、2019年5月22日の記録から尋問をさせていただきます。これも松岡議員の発言ですが、「取扱い高の大きい小さいは分からないが、それくらいのことしてもらわないと。」と発言をされています。これは、松岡議員が懇意にしている業者に対して、何らかの便宜を図ってほしいと要望を

受けてるようにも捉える見方がありますが、あなたは、これをどのような意味で捉えられましたか。

(答弁)

特定の業者というより地元の材料をできるだけ使ってほしいというふうに言われたかなと思っております。

(委員長)

この記録における発言はですね、不当要求行為として、既に認定されておりまして、「地元の特定の会社の資材を使うよう要望したり」と、記録票兼報告書の冒頭に説明書きもあります。このような地元の特定業者の優遇を求める要望は、これまでもありましたか。

(答弁)

地元のものを使うというのは、常に。はい。地元の自治会からもそうです。自治会というより、地元の役員さんからもそうですし。地元のものを使うようにというのは、結構言われてたと思います。

(委員長)

随意契約等でも、特定の業者に不自然な形で多く見積り合わせを行わせ、工事等が受注されていることが判明をしています。業者選定に当たって、松岡議員から要望があって、それに応えざるを得ないことはありますか。

(答弁)

そういうことはなかったと思います。

(委員長)

次の発言ですが、「予算措置、ちょっとでも補助金をようけくれと、東京まで3回ほど足を運んで。東京やと高く付くかもわからない。」と発言をされておりますが、この内容について、何か知っている事実等々ありましたらお答えいただけますか。

(答弁)

東京に行かれてることは知ってましたけど、その辺の事実確認のしようがないので、ちょっと私には分かりません。

(委員長)

それでは、これも発言です。「ワシが東京で取ってきた金を全部白浜に使えと言ってるわけではないんやで。白浜の枠が一緒だと言われたらワシも辛い。」と松岡議員は発言をされています。公園整備に関して、白浜地区だけ優遇する別枠扱いとする予算はありま

したか。

(答弁)

いえ、ございません。

(委員長)

では、枠がないのに増額したのはなぜですか。

(答弁)

この遊具に関しまして、増額は次の年度に多分したと思うんですね。当該年度、私が担当してた間は、増額はしてなかったと思います。

(委員長)

それでは、増額は、では誰の指示判断か、お考えですか。

(答弁)

増額が次の年度なんで、ちょっと分かりかねますが、内容を変更したのは組織で、上司に相談して、地元の意見も聞いて内容の変更はしております。

(委員長)

では、次に移ります。小学生のアンケート調査ですが、これはどこの小学校が対象かお分かりですか。

(答弁)

やっぱり一番身近な白浜小学校。確か3年生、4年生を対象にアンケートを取ったと思います。

(委員長)

ではこの小学校、小学生のアンケート調査は、市からの提案ですか、それとも市場委員会からの提案ですか。また、その市場委員会では、出席していた委員会側から、アンケート調査の実施について、反対などの異論は出ましたか。

(答弁)

このアンケートを取るというのは、ほかの地区でもそうなんですけど、近隣の小学校から、アンケート、通常取っておりますので、同じように、市から提案してアンケートを取りますという話を、市場委員会でもさせていただいたと思います。それから、何でしたっけ、2つ目の。

(委員長)

その反対の異論等々。

(答弁)

市場委員会で反対とかですね。いや、特に異論はなかったと思います。

(委員長)

この市場委員会についてなんですけども、白浜町内の松原自治会の自治会長さんなどは参加していなかったですか。

(答弁)

会長さんはじめ役員さんがほとんど出席されていたと思います。

(委員長)

それでは次に移ります。これも発言からお願いします。「黒川さんとでも誰でも話ししてくる。」と、松岡議員は発言をされています。記録を読むと、あなたは公務員として、できないことはできないと説明を試みて、対応に苦慮していたことが感じ取れます。対応は不可であると説明した後、黒川前副市長や建設局長から直接松岡議員の要望に従うよう指示を受けたことはありますか。

(答弁)

直接、従えっていう指示はなかったんじゃないかと思うんですけど。組織として、やっぱり先ほど言いましたように、地元の意見を聞きながら、変えるなら変えるで進めていこうという話だったと思います。

(委員長)

その辺りの直接的なあれはなかったということなんですけども、内容的にも全くないというか、あくまで組織という形によろしいですか。

(答弁)

当然、上司ですんで相談もして、どうするっていうのは、その中で決まっていたものかなと思いますけど。

(委員長)

次も発言です。「総替えせえって言わんならんようになってしまいうで。」と、松岡議員が発言されていますが、この意味をどう捉えられましたか。

(答弁)

まあ、異動させられるというか、そういうことなのかなと思いました。

(委員長)

次も発言から。「何も高いもん買えとか、そんなことは言うつもりないんやで。あとでひとつも声が掛からなんだゆうたら、ストップせえて言わなあかんことも出てくる。」と、松岡議員は発言をされています。この発言はどういうことを言ってるのかと思われま

すか。

(答弁)

地元の材料できるだけ使えという意味でこちらは捉えておりました。

(委員長)

松岡議員からの要望は、本事案だけでなく、ほかにもあったと思いますが、市場移転に関して、自分の要求に応じないのであれば、協力しないではなく、「反対するもしくは止める。」というような発言は度々ありましたか。

(答弁)

私に、私が直接、私的にそういう市場止めるぞっていうのは、あまり聞いてないと思うんですけど。間接的に、市場の事業といいますかね、市場を成功させるための公園事業っていう側面もありましたんで、間接的にはそういうことを言われてるのかなっていうのはありました。

(委員長)

要求水準書には、「積極的に姫路市内の企業で取り扱われてる、を考慮すること。」と記したとありますが、これは、他のプロポーザル契約と比べても妥当ですか。また、この文章を入れることの決定はどういうふうに決まりましたか。

(答弁)

以前から地元からもそうですし、議員さんからもそうですけど、地元の材料使え、できるだけ使ってほしいという要望を受けてましたもんですから、契約課と協議しまして、そういう文言を入れました。

(委員長)

では、対応結果欄に、「地場産業である松原釘や鎖をモチーフとした街灯やベンチ」の設置を地元自治会から要望を受けたとありますが、その要望に沿った街灯やベンチの設置はありますか。

(答弁)

私が担当していた間には、それはございません。

(委員長)

私からは以上でございます。引き続きまして柳本証人に対して、大会派順で尋問をお願いしたいと思います。市民クラブさんいかがですか。

(委員)

市民クラブは特に。

(委員長)

よろしいですか。では、公明党さんいかがですか。

(委員)

結構です。

(委員長)

新生ひめじさんいかがですか。

(委員)

特にないです。

(委員長)

自民党さんいかがですか。

(委員)

いや、ありません。

(委員長)

では、創政会さんいかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

よろしいですか。では、共産党さんいかがですか。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

5月17日にですね、松岡議員が「とにかく、指名になりそうであれば声をかけて欲しい。地元をガチャガチャさせんといて。ずうっと干してしまえとを言わないが、今年来年はちいとひもじい思いもせなんだから、地元はぶつかっているの、ワシが小遣いでももらいよんのかと思われるさかい。」っていうふうに言って、その後、柳本さんは「わかった。」っていうふうに答えてるんですけど、この「わかった。」の意味はどういうことなんでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

その場をしのぐためにといたしますか、分かったと、ちょっと発言してしまったんだと思いますが、多分、造園の話だったのかなと思うんですけどね、木を切る話かなと思うんですけど。多分、一般競争になるだろうというのが、僕の中ではありましたんで、その場をしのぐために分かったと言ってしまったんじゃないかと思います。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

それと、「遊具メーカーにご存知の方がいらっしゃるんであれば注意しておいてください。」というふうにも言われてるんですけども、なぜそこまで気を使う必要があったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

確かにそこまで言う必要はなかったと反省しております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

それから先ほど委員長からの質問の中で、補助金の関係のお答えでですね、都市防災云々の、その補助金のほうが、補助金がつきやすくなったっていうんですけど。それは松岡議員の何か働きかけでつきやすくなったということなんですか。

その辺もう少し詳しくお願いします。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

松岡議員の働きかけかどうかを、知る由はないんですけども。確かにその時期に、動かれて、国のほうから補助メニューをこっちに変えなさいっていう指示があったもんですから、何らかの関係があったのかなと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

続いて、維新の会さんいかがですか。

(委員)

特にありません。

(委員長)

では、療原会さんいかがですか。

(委員)

私のほうも特にありません。

(委員長)

では、引き続きまして、柳本証人には、白浜西山公園に関する事について、尋問をさせていただきます。

まず、2018年10月30日の記録票兼報告書を見ると、公園を散策する地元住民からトイレが古くて汚いと苦情が来ているとあります。それ以前の苦情があったという記録はありますか。

(答弁)

記録自体、ちょっと私は確認しておりません。

(委員長)

当該トイレに清掃業務は入っていたようですが、6月18日の本委員会での資料提供、提供資料である建築確認台帳記載事項証明書を見ると、検査済証が昭和56年10月21日となっています。仮に完成時期がこの年であれば、確かに当該公園トイレは古いものであると、それは、分かって、思いますけれども、通常、公園トイレの再整備はどれぐらいの頻度で行われるものですか。

(答弁)

やっぱり、それぞれ個別に見て行って、修繕で延命化するときもありますし、丸ごと建て替えるということもありますので、一概には言えないと思うんですけど、56年いうことでしたら、かなりの年数ですんで、そろそろ建て替え時期だったかなと思います。

(委員長)

では、この事業は、平成30年10月30日に松岡議員から要望を受けて、2日後の11月1日に当時の都市局長から建設局長に、建て替え対応の話がある。また、11月2日には、副市長協議を行って、建て替える方針が決定をされています。本当に非常に早い方針決定だと思いますが、副市長や局長から何か指示があったんですか。

(答弁)

指示といいますか、市のトイレで、古いものであればもう建て替えれば良いというふうに聞きました。

(委員長)

それは誰から聞かれましたか。

(答弁)

副市長だったと思います。

(委員長)

具体的には。

(答弁)

黒川副市長です。

(委員長)

このトイレの意匠は非常に華美なものであり、粟生の松原公園がベースとなっていますが、この時点で何か意匠についても指示はありましたか。

(答弁)

いえ、特に意匠については指示はございませんでした。

(委員長)

粟生の松原公園をベースにすることは、松岡議員からの要望があったと思いますが、それはいつですか。

(答弁)

多分その前後だと思うんですけども。1度、通常の、平面的、普通のトイレの図面で見せたときに、もっとグレードアップするようには言われたと思います。

(委員長)

このトイレの新築工事は、令和元年9月19日の一般競争入札によりますが、意匠図、平面図、立体図などは、松岡議員に提示して入札前に説明を行っていらっしゃると思います。他の工事の場合でも、このように入札前に関係者に対して詳細な説明を行うことはあり得ますか。

(答弁)

これトイレなんで建築物ですので、公園整備課から営繕課のほうに依頼をしております。で、建築工事はちょっとあまり存じてないんですが、土木工事でしたら、簡単な平面図を基に事前にちょっとご説明するようなことはあったと思います。

(委員長)

では、平面図を基に、入札前に松岡議員に説明されたという認識でよろしいですか。

(答弁)

造成、公園の造成工事とかですね、そういうやつは、この辺りをこういう造成工事をやりますっていう説明はしてたと思います。

(委員長)

その辺りの図面に関しては閲覧のみですか、それとも提供されましたか。

(答弁)

このときですかね。営繕課の課長と一緒に行って、営繕課の課長から説明していただきましたので、ちょっとそのとき、図面を渡したかどうかというのはちょっと記憶が定かではございません。

(委員長)

この図面をですね、入札に参加する予定の業者が事前に見ることができるとするならば、入札に当たって有利になるなどは考えませんでしたか。

(答弁)

事前に図面を見て有利になるかどうかは、ちょっと、建築工事などで申し訳ないですけど、私には判断がつかないんですが。それほど有利になるものではないとは思いますが。

(委員長)

あなたは、平成31年4月12日と令和2年2月12日に提出された松原八幡神社氏子総代会の要望に押印していますので、内容を確認されていると思います。その上でですね、1年を通じた利用頻度であれば、確かに規模が小さいことは理解できますが、この要望書には「高齢者や女性の見物客が増えました。」と、書かれています。祭りの日は非常に利用頻度が高いと思いますが、トイレの仕様を考える上で、女性用トイレの整備は検討しなかったのですか。

(答弁)

当然検討はしたとは思いますが、その辺りも、何分面積が狭いところで、山の上ですぐ崖になってたと思いますので、その中で、多目的トイレを造るというのを、当時公園事業としても水洗化とバリアフリー化というのを進めておりましたので、そこら辺りを営繕課とお話しして、結果的にそういう多目的トイレだけになってしまったのかなと思います。

(委員長)

それまでにですね、普段の利用者数をしっかりと調査はされたということでしょうか。

(答弁)

調査まではしていませんが、祭りの日の状況ぐらいはちょっと聞き取りとかで調査はしました。祭りの日は、仮設トイレは割と多く置かれてたので、大丈夫かなというふうに思っておりました。

(委員長)

先ほどの話ですが、あなたは図面を松岡議員に提示をされておりますけれども、女性用トイレがないことについてなど、松岡議員から何らかの指摘はありませんでしたか。

(答弁)

それはなかったと思います。

(委員長)

それでは続きまして、令和元年5月22日の面談記録から質問をさせていただきます。当該年度は予算が1,000万円あったようですが、これは何を予定されていたんですか。

(答弁)

当時トイレの水洗化ができてないのが、何か所、3か所4か所ぐらいはあったと思いますので、そうですね。その中の1つに、西山公園を挙げてたと思いますので、西山公園の改築に充てる予定にしておりました。

(委員長)

また発言からですが、松岡議員は、「ちょっと間おいて」といってなど、発注を渋るような発言をしているのはなぜだと感じますか。

(答弁)

その年の祭りに完成が間に合わないのであれば、しなくていいっていう意味だったと思います。

(委員長)

松岡議員は予算額を聞いて、「大したもんがでけへん」、「そんなもんやったらええわゆうて言われ」と発言していらっしゃいます。トイレ整備の意匠や仕様について、例えば氏子総代会から具体的な要望を受けられたことはありますか。

(答弁)

いや、私は接触はしてませんね。

(委員長)

では、このトイレの要望につきましては、要望書の受け取り時以外、松岡議員のみとの交渉であったという認識で間違いありませんか。

(答弁)

要望書は、そうですね、地元の副会長さんからもらいましたけど。それ以外は全部松岡議員だけです。

(委員長)

整備に当たって、この地区の祭り当日のトイレの利用状況について、情報収集は行っておりましたか。つまりですね、再整備をすれば、先ほどちょっと被りましますが、女性や高齢者トイレ用の不便さは十分改善されるものと、その辺りもしっかり認識されていたか。多目的トイレの面も含めて。

(答弁)

祭り当日は、山の下から上まで、割と、かなりの数の仮設トイレが設置されているという状況は確認はしております。その上で、大分古いトイレでしたので、水洗化もしてないし、バリアフリー化もしてないので、多目的トイレができることで、多少なりとも利便性が上がるものと考えておりました。

(委員長)

ここはですね、令和元年6月10日に妻鹿連合自治会と土地使用貸借契約を締結されておりますが、整備を進めるに当たりまして、当該敷地の地権者である妻鹿連合自治会と調整はされたんですか。

(答弁)

無償借地の契約をいただくのに、印鑑をいただくのに一度お会いしたと思います。

(委員長)

整備を進めるに当たってはありますか。

(答弁)

整備についてはあまり。ここのトイレをきれいにしますよってというお話はさしてもらったと思います。

(委員長)

次も発言です。松岡議員は「公園の金は使うてよ、東京で言われたんやもん。予算がついたときに礼を言いに行ったら。課長に無理を言って、全部きれいに使ってくれなアカンで。」と発言をされています。この発言内容とそれらの真意について何かご存じですか。

(答弁)

事実関係はちょっと私には確認のしようがないので、はい、分かりません。

(委員長)

また発言です。「一旦はワシもええって言うた話や。言うた話を蒸し返しよんやんか。」とありますが、これはどういうふうに、受け止められますか。

(答弁)

祭りに間に合わないんであれば、置いといてよ、しなくていい、というふうに前に会ったときに言われたんですが、今回予算がついているので、どうしましょと私が聞いたもんですから、そういうふうに言われたかなと思っております。

(委員長)

次に、松岡議員は「嘘や思うんやったら来年半分にせえって。半分にしたるで、公園の予算」と発言をさ

れています。続きまして「お前、その代わり責任取れよ。」とも発言されています。これは松岡議員が国の予算付与の権限を握っているが、白浜西山公園のトイレ整備が自分の思いどおりにならないのなら、その予算を削減させて、あなたに責任を取らせるというふうに受け止めることができます。実際の事務執行面で、あなたがこのように非難されるような行動を取った記憶はありますか。

(答弁)

特になかったと思います。

(委員長)

では、この発言をあなたは聞かれて、どのように感じられましたか。

(答弁)

私の受け方ですかね。威圧的だなあとはいりました。

(委員長)

あなたは、松岡議員の対応に非常に苦慮された様子がかがえられますが、本事案における一連の決定に関して、副市長や局長から直接指示等がありましたか。

(答弁)

局長、部長とは常に協議うかね、相談しながら進めておりましたので、その話の中で、これで行こうとかいうふうなことはあったと思います。

(委員長)

例えば「白浜の市場移転が円滑に行くように配慮しろ。」ということでしたり、違法行為や不適切な事務執行を行っても対応しろという指示等、そのような受け止められるような言動だけでなく、雰囲気というか、そういったことも踏まえて何か感じられましたか。

(答弁)

そこまで違法のことをしてまで対応しろということとはなかったと思います。

(委員長)

このトイレの測量業務委託は、八幡建設測量株式会社が、新築工事設計委託は株式会社藤沢一級建築事務所が随契での見積り合わせで請け負っておりますが、この業者の随契における見積りの相手方として選定した理由は何ですか。

(答弁)

先ほども申しましたけど、営繕課さんに依頼しておりましたんで、信頼できる業者さんを選定していただ

いたものと思っております。

(委員長)

では、あなたに直接、松岡議員の直接的な要望や上司からの指示等はありませんということでしょうか。

(答弁)

それはございません。

(委員長)

では、令和元年6月13日の面談記録に「■■■■とこらストライク入ってくる範疇ちゃうか、解体もどっちも持つとるから、そないしとったって、どこが取ってもしゃーない、そやけど、■■■■のとも取れるように。」と松岡議員は発言をされていますが、これはどういう意味と理解をされましたか。はい。

(答弁)

その■■■■という業者が入ることができるなという意味かなと思います。

(委員長)

それは仕事を取れるように便宜を図るよう求めているというふうな認識でしょうか。

(答弁)

便宜を図るっていうよりは、その条件なら、その入札に入れるなっていう意味で言われたのかなと受け止めてますけど。

(委員長)

私からは以上でございます。引き続きまして、先ほどと同じく、柳本証人に対して、大会派順で尋問をお願いします。市民クラブさんいかがですか。

(委員)

特にありません。

(委員長)

よろしいですか。はい。公明党さんいかがですか。ないですか。新生ひめじさんいかがですか。はい。杉本委員。

(質問)

はい、すいません。1点だけお願いします。委員長が代表質問の中で、このトイレの建て替えの事業が非常に速いスピードに進んだ、とも質問がありました。その際、証人からは、誰からの指示やという問いに対して、古いものは建て替えればよいと、黒川副市長から指示があったとお答えになりました。通常、副市長

からこういう指示はあるものですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

確かこの件について、副市長室に、私と部長、局長と、入って相談させてもらったと思うんですね。そのときに、市のトイレで古いんやったら建て替えたらいんじゃないか、っていうのをおっしゃったと思うんですけども。そういう記憶が残ってます。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

この案件で、そこに入ったという、副市長室に入ったという。

(答弁)

はい、この案件だけだったかどうかはちょっと記憶にないですが、この案件ですね、そうですね。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

では、自民党さん。はい、竹中委員。

(質問)

先ほどのグレードアップの話なんですけど。あなたは通常の図面を見せたけども、結果的に大変なグレードアップになってしまったと。そういうことが1つの問題になってるんだけどね。金額的に大きくグレードアップし、意匠もよその公園と違って、大変重厚な感じになってるわけだけど。同時に多目的トイレの、いいところは言われたけれど、結果的に女子トイレがないわけでしょう。その、今の時代にですね、男性のトイレと多目的トイレだけと。女性のトイレがないということは、結果的にはね、この障害者差別解消法なんかの意義から言うて、女性トイレがあるという前提、男性女性トイレがあって、多目的トイレがあるから有意義なんでね。要するに、女性トイレがなかったら、多目的トイレ使った、そこに全部集中するわけだから。結果的にその法の精神から逸脱してるわけですよ。だから、どう考えてみても、金額を大きくグレードアップしてああいう華美のものにして、片一方で女性のトイレをやめて多目的トイレにするというのは、どう考えても、専門家ね、公務員とかですね、議員とかが考

えたら、こういうようなことはあり得ないと、私は思うんですよ。

なぜ、そういう判断に至ったのかね、誰もその判断がおかしいと思わなかったのか、これがどうしても私は解せんので。なぜそのような判断をしてしまったんですかね。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

まあ、正直、営繕課さんにお任せしてたという部分もあるんですけども。やっぱりそこはもうちょっと配慮が必要だったかなと考えております。

(質問)

同じようなことになるんだけど、営繕課に任していたとしてね、営繕課の判断のミスだと思いますけども。でも、あなたのようにずっとこの分野でも見識を持っておられる方、また、公務員として当然ね、見識から考えたらですね、普通はあり得ないと、あり得ない判断だと思うんだけど。そのあり得ない判断が、営繕課、あなた、それからその上司、まず、全て一貫してね。それを認めてしまったというのは、どこに原因があるんですかね。なんでそうなってしまったんやろ。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

やっぱり限られた面積だったっていうのが1つあるとは思んですけど。その中でも、やっぱり当然女性と男性分けて、工夫が必要だったかなと。今から思い返すと思います。

(委員長)

はい。続きまして、創政会さんいかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

それでは、共産党さんいかがですか。はい、谷川委員。

(質問)

これ、質問してもいい質問かどうか、駄目やったらちょっと駄目って言ってくださいね。先ほど、今、西山トイレのことが問題になっているんですけど。先ほどの遊具のことも、かなり、ほかの地域とは、予算と

いかグレードもね、違うし、白浜に、こういろんなことが集中っていうか、結局、松岡議員からの要望なんですけど、なんで白浜にね、いろんなことが、他の地域とのグレードを、予算を、平均的な予算を超えるようなものが次から次へと要望されて、それがなぜ実現していったと思われませんか。

(委員長)

今回はトイレの話なんで。トイレに関してもグレードアップという形で。はい、証人。

(答弁)

やっぱり市場移転というのが1つの原因だったんじゃないかと、私は思います。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

じゃあ、白浜関係の、そういう公園整備とかトイレ整備に当たっては、その市場の移転整備ということを常に考えてしなければいけない状況だったということなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

やっぱりその裏というか後ろには、市場の移転があると、常に私どもの意識の中にもございました。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

そういうことで、少々、ほかとバランスが欠くようなことがあっても仕方がない、ということで進められたということでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

予算の範囲内ではできることは、地元の要望も聞きながらですね、地元のご意見、議員さんの要望だけじゃなく、その裏と言いますか、地元でそこまで望まれてるというのなら仕方がないなと思っております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

ほかの地域でも、地元が望むことが、一定、地元の

要望を、もうほぼ反映したで、いろんな公園整備とかしていくという、それが姫路市のやり方ですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

基本的には、地元の要望をまず聞かしていただいて、できることできないことは当然あると思うんですけど、できる限り要望に沿うように仕事はしてきたつもりです。

(委員長)

それでは、維新の会さんいかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

よろしいですか。では、療原会さん。はい、伊藤委員。

(質問)

先ほどの、竹中委員もご質問に対してのお答えの中なんですけど、いろんな案件も含めて黒川副市長のところへ相談に、多分入られてますけれど、その中で、普通これぐらいトイレの予算の部分でっていったら、副市長とわざわざ、これまで相談されてるんですか。それは、かなり予算が増えるからでという意味で相談されたんですか。その辺どうなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

あまり、これぐらいの金額言うたらあれですけども、これまではあまり入ることはなかったと思います。ただ先ほど言いましたけど、市場の関連といいますかね、白浜地区の話なんで、ほかにも影響があるので、黒川副市長の判断といいますか相談に行ったものだと思います。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

そういう面では、非常に市場を意識されて、その間、仕事されたという理解してよろしいですね。

(委員長)

はい。

(答弁)

そうです。

(委員長)

はい。それでは、以上で柳本秀一氏に対する尋問は終了いたしました。長時間ありがとうございました。続きまして、森貴之氏を証人席に案内いたします。事務局、お願いします。

**証人尋問(柳本証人) 終了**

**10時56分**

[柳本証人退室。事務局職員の案内で森証人が入室。]

**証人尋問(森証人)**

**10時56分**

(委員長)

では、ご着席ください。尋問は最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言をお願いすることといたします。

まず、あなたは森貴之氏ですか。

(答弁)

はい、森貴之でございます。

(委員長)

現在の本市における所属と身分をお述べください。

(答弁)

姫路城総合管理室専門員でございます。

(委員長)

それではまず前提から尋問をさせていただきます。あなたに対しては浜手・緑地白浜地区の公園整備に関するについて尋問いたします。まず前提として、建設局が6月18日の本委員会に提出した資料として、音声データを元に、松岡議員と面談した議事録を作成していますが、この内容について確認をされていますね。

(答弁)

はい。確認しております。

(委員長)

では一言一句合致しているとは言いませんけれども、内容及び発言に間違いはありませんか。

(答弁)

はい。間違いございません。

(委員長)

では記録を基に尋問させていただきます。2019年11月18日の記録からです。「自治会がウン言うたら松岡の頭抑えできる思たら大きな間違い。」とあります。

この文面を読んでいくと、かなり松岡議員が激怒しているようにも思えますが、当時の松岡議員の態度等について教えてください。

(答弁)

態度と言われますと、かなり激高されてた印象がございます。

(委員長)

この面談場所は副市長室であります、急に副市長から呼び出し等々があったんですか。

(答弁)

確か11月18日月曜日だったかと思うんですけども、前の週の木曜日、14の日ですかね、副市長から局長宛に連絡があって、私は局長から18日の予定について聞きました。以上です。

(委員長)

発言から。「あれぐらいワシがでけへんから、なぶったようなことばかりしやがるんかいな。」というふうにかなり激怒している発言もありますが、この発言の原因ですね、当局側に松岡議員や地元と公に約束していたことなどを反故にするような不手際とか背信行為等々があったのですか。この激怒の背景には。

(答弁)

ちょっと説明をさせていただきます。最初遊具をプロポーザルで業者決定したんですけれども。業者決定した後も、松岡議員のほうから、デザイン等の修正、地元の意向に従って修正をしてくれという要望がございました。

で、その内容について、局内で検討した結果、微調整はできるだろうというところで庁内の意見は統一しておりました。業者さんが決まった後に、11月の6日の日だったかと思うんですが、地元の役員さんのところに、私以下、市の職員と業者伴って説明に行きました。

その際には、微調整できるとは考えておるので、地元で調整してくださいということでお願いをして帰ったというふうに認識しております。ところが、蓋を開けると、どうも先方さんはそう捉えておられなくて、決まったもんやという説明をしに来られたというふうに認識されてたというふうに後々分かりまして、その内容が、松岡議員に伝わって、松岡議員からすれば私から、私が言ってた要望してた内容と、市が説明

に来た内容が違うやないかということで、副市長宛に連絡が入ったという流れになっております。以上でございます。

(委員長)

流れをありがとうございます。約束等々ですね、その辺り今の証言というか、お答えによるとかなりちょっと意識のずれがあったと認識しますけども。予算等々ですね、その辺り松岡議員とどれぐらいの説明とか含めて詳細にされてたということはありませんか。

(答弁)

調整、地元と調整するに当たって予算というのは全く考えておりませんでした。逆に言えば、予算の範囲内で、できる範囲ということで、大まかというか、漠然とは考えておりました。以上です。

(委員長)

ただし、その予算の関係でどんどん上昇する可能性があって青天井の可能性もあるというふうに思いますが、副市長とか局長から予算措置については何か指示等々ありますか。

(答弁)

その時点では全くなかったと思います。

(委員長)

では、また発言からです。「市場の開場に合わせていうんやったら市場一年遅らしてもうてもええんやで」、「ワシ自信を持って市場止めるで」と松岡議員は発言をされています。この後にも同様の趣旨の発言がありますが、要は自身の要望が聞けないのであったら、市場移転を反対する、進めさせないという発言とあなたは認識されておりましたか。

(答弁)

はい。そのとおりでございます。

(委員長)

ではですね、そのようにあなたとの面談において、松岡議員は、市場移転を盾に取ったように、自分の言うことを聞くように要望されていたんですか。

(答弁)

その場面もそういう言い方をされたんで、そういうことだと思っております。

(委員長)

一連の松岡議員の発言や要望を受けて、体調不良を覚えて休みを取ったようなことはありますか。

(答弁)  
それは特にございません。

(委員長)

では、これも発言です。「工期が短いのは誰のせいや、住民のせいけ」と発言がありますが、実際、この大型遊具の整備に関しては、他の工事と比較して、工期が短かったのですか。

(答弁)

発注した時点では適正工期であったと思います。

(委員長)

また、大型遊具の設置に関するスケジュールなどは、議会も含めてあらかじめ説明していなかったんですか。

(答弁)

議会でそれを個別にというわけではないかと思えます。予算の時点で、浜手緑地白浜地区で、幾ら使うかっていう予算を上げてると思いますが、その中身で複合遊具に幾らっていう小出しはしてなかったというふうに認識しております。

(委員長)

では、また発言です。「27日に地元に見せて、そこで揉んでもらって様々に変更が出てくるというものであるべきやのに。」と松岡議員は発言をされています。当該プロポーザルにおける要求水準書には、地元意見を後追いで認め、変更することを条件とするとありましたか。

(答弁)

そういう内容はなかったと思います。

(委員長)

「自分ら3人と業者が行ってやな。ほんで、これしかでけへんのです。これでなかったら間に合わへんです。」と、松岡議員の発言がありますが、その後で、あなたはこのデザインで決まったもんじゃないと説明されています。これはどういう意味の流れですか。

(答弁)

先ほど、簡単に説明、流れを説明させていただいたんですけれども、もともと松岡議員から、業者が決まった後にも修正をしてほしいという要望があったところと、私が説明に行った内容が、申し上げましたが、微調整できますよという内容で説明したと考えていたところが、先方さんは、でき上がったものの

説明に来たというふうに捉えられたというところで、激高されたという流れになっております。

(委員長)

また発言からお願いします。「今度から説明するときみんな総替えて来年度からそないして、そやなかったら市場のこと前へ行かへん。」とあります。当時、当日は副市長も同席しており、この発言は、副市長に対して、人事異動を要求する発言と思われるのですが、あなたはこれを受けてどう思われましたか。

(答弁)

特に気にはしておりませんでした。

(委員長)

ではあなた自身、その後の人事面で不利益をかぶると思われましたか。

(答弁)

それも特に考えておりませんでした。

(委員長)

ではまた発言から。「契約間違いないから早しとけよみたいなことを公園と業者の間で打合せができてしまうということがそれは癒着の1つと違うんかい。」「そないに仲のええ業者ばかり使いよんか。」と松岡議員は発言をされていますが、本事案に関して松岡議員が言うように、当局にとって扱いやすい、市民に疑義が持たれるような業者を選択したということですか。

(答弁)

そういった事実はありません。

(委員長)

「今まで局長とこんだけ話をしながら、下がよそ向いて自治会行って好き勝手なこと言うてくる。」と、発言内容にあります。本事案において、あなたは松岡議員が言うように、局長等から命令を受けながら、それに反する対応をされてきたのですか。

(答弁)

これも先ほどの経緯申し上げたとおりなんですけど、内部で調整して、微調整ができるということで、説明しようという内容で、説明に伺いました。

その説明した内容が、先方さんにはそのとおり正確に伝わらなかったという点では、反省するべきところはあるかとは思いますが、意思決定した内容で説明したことには間違いありません。

(委員長)

では、「住民が納得せえへん。」と、松岡議員は発言していますが、松岡議員はよく地元を前面に出して要望されています。あなたは松岡議員の言う地元をどこだと認識をされていますか。

(答弁)

基本的に、白浜の自治会、それと市場関係で、市場委員会というのがありますのでそちらも兼ねてる部分もあるかと思うんですが、そちらも窓口にはなっておられたというところでございます。

(委員長)

ではあなたが認識する地元で松岡議員を除く地元は松岡議員同様に、ここまで強行とも言えるような反対とか、過剰ともいえるような要望を行ってきましたか。

(答弁)

議員を除いてというんですか。自治会先行、自治会なり市場委員会先行で要望に来られたという件は私は記憶がございません。

(委員長)

また発言から、「別に納期については逆に言うたらな、繰越明許もできるやろし、やり方としてはなんぼでも。」と松岡議員は発言をされています。契約や事務執行などは、自身たちの都合を優先させていかように理由をつけて変更しると、聞こえてきますが、この発言について、あなたはどうお感じですか。

(答弁)

正直、上手に使い分けておられるなという印象はございました。というのは、場合によっては早くせえとか、場合によっては遅らせえとかいうことをまたおっしゃることがございますので、このたびはそういう意見なんだなというところで思いました。感じました。

(委員長)

では発言です。「よっぽど以前に、もう出来レースでできてしても、ここで受注しようかと。」「業者も発注して決まってもとん。」と、松岡議員の発言がありますが、本事案において、あらかじめ業者と示し合わせて、形式だけ整えて、工事等の発注を行ったようなことはありますか。

(答弁)

それもプロポーザルでやっておりますので、そうい

う事実はあり得ません。以上です。

(委員長)

また、それに対して出来レースじゃないと反論されましたか。

(答弁)

その場では反論できるような状況ではなかったの

で、その場での反論はしておりません。

(委員長)

私からは以上でございます。引き続きまして、大会派順で森証人に対して質問をお願いいたします。まず、市民クラブさんいかがですか。よろしいですか。

(委員長)

では、公明党さんいかがですか。

(委員長)

はい、西本委員。

(質問)

納期について、早くしたり遅くしたりとおっしゃいましたけど、それについて、なぜそのような発言をされる、そのようなことをされるのかなということについてのお考えはどうでしょう。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

このたびの複合遊具につきましては、その地元の要望を反映させるということに重点を置いておられたというところがあって、それを市に対して申入れする限りは、材料の加工だとかそういったところで、デザインの設定もそうですけれども、時間がかかるだろうというのは認識された上で、その工期を後ろで遅らせるっていうのも手法としてはあるだろうという言い方をされたんだというふうに認識をしております。

(委員長)

はい、次、新生ひめじさん。

(委員)

結構です。

(委員長)

では、自民党さん、いかがですか。よろしいですか。

(委員長)

では、創政会さん、いかがですか。よろしいですか。

(委員長)

では、共産党さん、いかがですか。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

遊具の要望とかですね、この記録から、松岡議員は当時の森部長に対しても、局長に対しても、副市長に対しても言いたい放題言ってますよね。

まあ、議員、普通こんな言いたい放題言えないと思うんですけども、なぜこういうことが言える状況なんですか。どういうふうに理解してますか。

(答弁)

なぜと言われるとちょっとお答えに困るんですが、局長にしてもその副市長にしても、私らより上層部に対して意見を言えるだけの口というか立場であるか、状況をつくってこられたということがあるんだと思うんですが。ちょっとその辺りはなぜと言われると、上層部の方に聞いていただかなければならないかなと思います。

(質問)

答えられたらお願いしたいんですけど。そういう言いたい放題のね、不当要求にも認定されたわけですけども、そういう中で、上層部も含めて、森部長、当時の森部長も公務員として、やっぱり公正公平な行政運営、全体の奉仕者として毅然とした対応を取らないといけないという気持ちは、ご自身とか組織の中にはなかったんでしょうか、あったんでしょうか、どうなんでしょう。

(答弁)

当然、そういう意識は持って、常々、仕事はしておりました。ただ先ほどの話に関連するんですけど、局長や副市長から上層部からの意思決定があれば当然それに従わなければならないという立場でもございますので、私たちがちょっと難しいとかそういう話をしたときに、松岡議員がそしたら誰に言うたらええんや、知事に言うたらええんかい、って話になってきますので、そういう話から、結果として、組織としての決定が、そうなる、私どもも思ってる内容と違った内容になるとすると、それに従わざるを得ないという状況はあったかと思えます。

(委員長)

維新の会さん、いかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

では、燎原会さん。はい、伊藤委員

(質問)

何度も市場の事業止めたるといようなことを、森証人のほうに対して、結構言ってると思うんですけど。それが実際に可能だということ、森さん自身、森証人としては思われてましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私としては、それを止めるかどうかということ自体に関わる部署ではなかったもので、止めれるか止めないかということの、何と言いますか、判断って言うんですか、は、そもそも意識がございませんでした。ただそういった内容で上層部に対して、言い方悪いんですけど圧力をかけるということについては、一つの手法でずっとやってこられたことなのかなというふうには感じておりました。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

上層部に対してはこんなことを松岡議員から言われてたというようなことは、伝えられたりされてたんでしょうか。

(委員長)

はい。

(答弁)

それはもちろん局長なんかもずっと常々会ってますから、そういう話をいたしますし、副市長と会うときでも、そういう言い方をされますっていうのは報告してたと思います。具体的にいつっていうのはないですけども、報告はしてたと思います。

(委員長)

では、以上で森貴之氏に対する尋問は終了いたしました。森証人におかれましては長時間どうもありがとうございました。ご退席をお願いします。

では、三木尚氏を証人席に案内します。事務局、お願いします。

**証人尋問(森証人) 終了**

**11時14分**

[森証人退室。事務局職員の案内で三木証人が入室。]

### 証人尋問（三木証人）

11時15分

(委員長)

はい、お待たせいたしました。尋問は最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願います。

それではまず、あなたは三木尚氏ですか。

(答弁)

はい。そうです。

(委員長)

現在の本市における所属と身分をお述べください。

(答弁)

教育委員会事務局学校施設課課長です。

(委員長)

あなたには白浜小学校の相撲場整備に関する事について尋問をさせていただきます。まず、あなたが本事案において、松岡議員から直接要望や相談を受けたのはいつですか。

(答弁)

一番最初に要望というのが、まず次長のほうに相撲場の設置についてということでそういう引き合いがありまして、それを次長のほうからそういうことがあるということで聞きました。

(委員長)

それはいつですか。

(答弁)

令和の元年の7月の31日です。

(委員長)

それでは、神明造りにしたいとの要望を受けたのは、令和元年10月10日と、で間違いありませんか。

(答弁)

そのとおりです。

(委員長)

では、令和元年10月10日の要望記録はありませんけれども、そのときの話は、どのような内容でしたか。単に神明造りに触れるだけでしたか、それとも具体的な話がありましたか。

(答弁)

10月10日のときに、議員のほうに呼ばれまして、相

撲場について、木造の、国技館である神明造り風にしてほしいというようなお話がありました。

(委員長)

では、神明造りへの要望についてですが、なぜ、ほかの学校等に例のない神明造りを要望するのか、その辺りの理由を松岡議員に確認をされましたか。

(答弁)

松岡議員のほうには、どういうねというのは確認しておりません。

(委員長)

では、記録では、令和元年7月31日に当時の教育次長が、松岡議員から相撲場の設置の要望を受けていますが、10月10日の松岡議員との直接面談までに、上司から何らかの指示等はありませんでしたか。

(答弁)

特に指示はないんですけども、ちょうど予算要求をしないとということで、7月31日以降で予算要求の資料のほうを策定のほうに努めてまいりました。

(委員長)

では、要望、松岡議員からの要望は令和元年度であります。それ以前から同議員とか、白浜小学校及び地元から整備要望等々聞かれたことはありますか。

(答弁)

特にございません。

(委員長)

本事案における、松岡議員からの記録票兼報告書は、先ほども出ましたように令和元年7月31日から存在しますが、それ以降、本委員会に提出された資料から判明している日以外で、松岡議員から本事案について、電話での問合せとか、面談等々はありませんでしたか。

(答弁)

詳しい日時までは覚えてないんですけども、幾度かあったと思います。

(委員長)

では、日時は覚えてらっしゃらないということですが、どのような内容の要望を受けたか、お答えできますか。

(答弁)

松岡議員のほうからは、国技館にある神明造り風という要望があったと。当時、もともと学校施設課では、予算要求につきましては、鉄骨造りで考えておったと

ということなので、一応木造の神明造りということであれば、事業費が上がるだろうということで、学校施設課とすれば、鉄骨造りで行いたいということは、議員に会ったときにそういうお話をしておりました。

(委員長)

あなたは、松岡議員の要望である神明造りを妥当であるとお考えですか。

(答弁)

結果的にはこういう形になっておりますけれども、当時は非常に木造の神明造りということで、過去にそういう姫路市、学校施設もそう経験のない建物であるということもありまして、学校施設課とすれば予算要求してるとおりの鉄骨造りで行いたいというふうに考えておりました。

(委員長)

神明造りに関して、憲法の政教分離規定との関係をあなたはどのようにお考えですか。

(答弁)

神明造りの政教分離につきましては、国技館の相撲場でそういうデザインというか意匠の神明造りの屋根がかかっているということで、一応相撲自体はスポーツというか、ちょっと特に、宗教的な意味合いがないということなので、その神明造り自体で、宗教的には希薄であるかなということで、政教分離には反してないというふうに考えておりました。

(委員長)

質問を変えます。高鉄棒や砂場移設の工事につきましては、3月15日の文教・子育て委員会でも議論になっておりますが、再確認をさせていただきます。これは本来一体で発注できる工事であったのですか、それとも、相撲場の整備に当たって、工期がどうしても間に合わないため、本来は一体として発注できる工事であったのを分割したということですか。確認をさせていただきます。

(答弁)

高鉄棒と砂場の工事につきましては、本来相撲場と一体で発注することが適正であったのかというふうに思っております。ただ、非常に工期的に過去になり工事ということで、非常に厳しくなるだろうということで、営繕課と相談した結果、学校施設課のほうで、先行して軽工事ということで行うということを行

いました。

(委員長)

それでは今のお答えにもありましたが、分割発注に関しては上司の指示なく、あなたの判断ということですか。

(答弁)

分割でというのは、営繕課と協議した上で、私の判断で学校施設課で行うということにしました。

(委員長)

それでは分割発注に当たって、見積り合わせの業者選定は、あなたが1社1社選定をされたんですか。それとも、1社に依頼して複数の見積りを提出させたんですか。

(答弁)

それぞれに、見積りを依頼した上で、見積り合わせをいたしました。

(委員長)

本委員会では白浜地区における随意契約での工事では、特定業者が集中して見積業者の相手方として選ばれ、さらに見積り合わせでも、特定の業者での組合せが多いことが判明をしています。

この両工事の随契で請負った会社も、その特定業者のうちの1社であります。あなたがこの企業を選定した理由を教えてください。

(答弁)

業者につきましては、白浜の校区の地元業者であるということと、学校施設の工事におきましても、経験豊富ということで実績があるということで、こちらのほうを選定いたしました。

(委員長)

それは常態化したという判断ですか。

(答弁)

白浜校区につきましては、建築のそういう指名自体も少ないということで、ある程度その学校の随契工事につきましては実績があるところということで優先をしておりました。

(委員長)

それに関して松岡議員からの働きかけは以前からありましたか。

(答弁)

一切ございません。

(委員長)

上司等からの指示もなかったということですね。

(答弁)

そのとおりでございます。

(委員長)

それでは次に行きます。3月15日の文教・子育て委員会の記録からですが、基本設計委託は小野設計に軽工事で委託していますが、基本設計を委託する前に同社に事前相談を行っております。理由としては、市内で最大の設計事務所であり、特殊構造にも対応できるとありますが、小野設計に事前相談に行ったのはいつですか。松岡議員から神明造りにしたいと要望を受けた後ですか。

(答弁)

松岡議員から神明造りの要望を受けた後だったと思います。

(委員長)

今までも大規模な工事や特殊構造が必要となる工事は、小野設計に事前相談をあなたは行っていませんか。

(答弁)

特に小野設計に事前相談ということは、行っておりません。

(委員長)

では、小野設計に相談に行ったのは、松岡議員から同社を紹介されたり、したからということではないですか。

(答弁)

松岡議員から神明造り風にしたい、してほしいと依頼があったときに、学校施設課としては、非常に難しい工事になるだろうというふうに判断して、鉄骨造りでということでお話をし、そのところ、松岡議員が自分の知り合いに設計事務所がいますのでということで、小野設計の人に対して、一応その辺の実際できるかどうかについて、確認してみるというような話があって、松岡議員のほうから、そういう確認をされたということを知っておりまして、その流れで一応小野設計に、神明造りの木造についてのいろんな相談について、学校施設課からもいたしました。

(委員長)

まあ、今のご答弁にもありますけれども、松岡議員

と同設計事務所の会長が懇意であるというかありますけれども、この事実をあなたはいつからご存じであり、またそのどのような関係かその辺り、具体的に教えていただけるか。いつか。

(答弁)

松岡議員と小野設計の会長ですね、が、知り合いということ自体は、内容どれぐらいの知り合いとかは全く知りません。ただ、一応そういう形で相談してみるという話があったので、一応そういう関係であるかなと思っておりました。

(委員長)

この記録における答弁と令和2年4月14日の議員対応記録及び入札見積結果表から、松岡議員の発言にある、「それを[ ]に話をする」であったり、その次のページの「[ ]以外が落札する。」箇所は小野設計であったのは容易に推測がつかます。

この時点で入札案内を既に3社に送付していたため、いくら松岡議員が後出しで条件変更を要望しようとも、それは不可能であったという理解でよろしいですか。

(答弁)

入札案内を4月の8日の日にしておりました。で、4月の14日に、そういうふうな要望がありましたので、もうそのときには、そういう形で事務を進めていたので、それについては要望があったから変えようという気はございませんでした。

(委員長)

担当課発注として開札日は入札と同日の令和2年4月17日で間違いありませんか。

(答弁)

間違いありません。

(委員長)

それではつまりあなたを含めて誰もが事前に入札結果を知って結果を公表する前に、松岡議員に連絡するようなことはできないという認識でよろしいですか。

(答弁)

そのとおりでございます。

(委員長)

先ほど4月14日の話も出ましたけれども、その記録からですね、「その調整が終われば、副市長に話を

するので、副市長の指示があるまで、設計事務所を決めるな。」とあります。その後、副市長から何か指示はありましたか。

(答弁)

特にございませんでした。

(委員長)

それでは松岡議員からの要望については、即刻上司に報告をされましたか。

(答弁)

その要望、電話だったんですけども、すぐに報告書で決裁のほうを教育長まで上げました。

(委員長)

決裁を上げられて、その後、上司から何か指示はありますか。

(答弁)

特にございませんでした。

(委員長)

それでは今回の事案について、要望時点においてあなたは不当要求行為であると認識しなかったとあります。これは受け手、あなたによる相対的な問題もありますが、入札事務を執り行う担当者として、松岡議員の令和2年4月14日の要望や発言は、正常な入札業務を阻害するものであると、あなたはお感じになりましたか。

(答弁)

今回の4月14日の要望につきましては、電話、その1本だけで、その後、何らかのどういうことであるか、確認の電話であるとか、そういうのは、全く一切なかったので、特にそういう不当要求のようなことは思っておりませんでした。

(委員長)

それでは入札妨害につきましては、刑法においても処罰規定があります。公共事業発注するに当たり責任ある立場の人間であるあなたとして、この刑法規定について詳細でなくても良いので理解と認識はありましたか。

(答弁)

きっちりした法律の条文であるとか、そこまでの認識はしていませんが、そういうことについては、そういう法律に触れるようなこともあるということは漠然とは認識はしておりました。

(委員長)

漠然であれ、認識があったのであれば、松岡議員の行為は刑法に抵触すると思いませんでしたか。

(答弁)

今回の要望につきましては、一応そういうことで待つてほしいとかいうような要望で、それをするとか、どここの業者をどうこうみたいなことの具体的なそういう要望自体がなかったもので、そこまでの認識はしていませんでした。

(委員長)

では、松岡議員の関与が大きくなった問題において、執行部側の言い分は、市場の白浜移転を円滑に進めるために過剰に配慮したものであります。

あなたは本事案において、松岡議員や副市長以下、上司の指示において、指示について不適切な事務執行であると感じることはありましたか。

(答弁)

特に感じることはありませんでした。

(委員長)

では、それを特に何も思わず受け取ったという認識でよろしいですか。

(答弁)

そのとおりでございます。

(委員長)

では、相撲場の新築工事は、入札参加10社のうち6社も辞退をされています。これについて、特に疑問を持ったり、あなたははしませんでしたか。

(答弁)

特に疑問を持ったりということはございませんでした。

(委員長)

その疑問に思わない、疑問を持たれないのはなぜですか。常態化してるからですか。その辺りどうなんですか。

(答弁)

学校施設でも当時、工事をいっぱい出しておまして、今は営繕課のほうで大きな工事全部依頼して出してるんですけども、その中で入札を辞退するだとか、そういうのは他の工事でも、普通よく、よくじゃないですけど、あることなので、特別、今回の工事について何かあるというようなことは考えませんでした。

(委員長)

私からは以上です。引き続きまして、大会派順に尋問をお願いします。ではまず、市民クラブさん。

(委員長)

はい、常盤委員。

(質問)

すみません、1点確認させてください。要望への対応等というところで、入札は予定どおりの日時、実施したため、契約予定日の4月24日に実施することができたが、松岡議員に配慮した印象を残すために、5月1日を契約日としたということで、1週間ずらされてるんですけども、通常の業務の中で、こういった契約日をずらすということの対応はすることあるんですか。

(委員長)

はい。証人。

(答弁)

通常、予定どおりに契約するというので、何か特に何か、事情があってということで、契約日が動くことはあると思います。

(委員長)

はい。

(質問)

今回、松岡議員に配慮した印象を残すためと内容が書かれてるんですけども、そこについてもう少し詳しく説明していただくことはできますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

今回の4月14日の要望につきましては、そういう要望があって、それ、副市長の名前も出てくるということもあって、結果的にはその後、追加でどうかとか、実際に副市長から何の指示もなかったんですけども、ただ松岡議員がそういう形で、電話で要望があったということなので、もともと契約じゃなしに、入札自体を延期するということになれば、要望に応えたという形になるんですけども、それについては、もう入札案内を発注しているので、できないということで、一応そういう要望があることについて、後ほど松岡議員から何らかの接触というか、何かあるかも分からないということで、一応、学校施設課としては、契約についてちょっと後ろ倒しすることで、幾らか対応したと

いう印象を説明する中の理由に使えるみたいな形で、そういうことをいたしました。

(委員長)

次は公明党さん。お願いします。

(委員長)

よろしいか、新生ひめじさん。

(委員)

いいです。

(委員長)

自民党さんいかがですか。はい、竹中委員。

(質問)

三木さんねえ、契約を後ろに、委員会のときにも申し上げたと思うんだけど、松岡さんへの配慮ということや付度やな、契約を意識的に後ろへずらしたということやけど。その行為自身で、実害がないとはいえ、そういう変な配慮をすることが、こういう問題の温床につながっていると認識はありませんか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

今回、不当要求の話の中で、そういう形で事務をしてしまった。本来はすぐ予定どおりすべきやったということで不適切であったというふうに反省をしております。

(委員長)

創政会さん、いかがですか。

(委員)

結構です。

(委員長)

よろしいですか。共産党さん、いかがですか。はい、谷川委員。

(質問)

同じことなんですけども、教育委員会の対応で、4月に予定どおり入札してですね、もう契約は終わって、なぜそこまで配慮する必要があったのか。なぜ配慮する必要があったのですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

先ほども申しましたとおり、松岡議員からの要望があったということで、それに対して、何もしないとい

うことであれば、いうことで、そういう心配でいわゆる先から出ている付度というんですかね、そういう形で、そういうことをしてしまったということでございます。

(委員長)

はい。

(質問)

当時は、不当要求の認識はなかったっていうようなことを度々言われてるんですけども、現在は正式に不当要求っていうふうに認定されてるんですけども、今の認識はいかがですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

不当要求については暴言であるとか、そういうふうなことでいうふうな、そういうちょっと認識をしております、今回のように不当な理由なく特定の者に対して、職員に利益、不利益を与えることを、取扱いを求めるといったようなことが、不当要求に当たるということはちょっと理解してなかったということで、そこについては、その辺を理解すべきだったということで反省をしております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

ということは、今は不当要求であったという認識ということでよろしいですか。

(答弁)

そのとおりでございます。

(委員長)

では、維新の会さんいかがですか。

(委員)

特にありません。

(委員長)

療原会さん、はい、伊藤委員。

(質問)

最初のところで、神明造りという話が出たときに、特にその理由も聞かれなかったというようにおっしゃったんですけど、それは別におかしくないということで、普通のことだと思って、そのまま理由は聞かれなかったんですか。

(答弁)

国技館で対応というか実際ある形の神明造りということなので、一応松岡議員なり地元の方のほうは非常に相撲に熱心やということもあって、そういう大相撲に関連したようなデザインのほうでちょっと対応してほしいみたいな要望があったというふうなことを思っておりました。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

それについては、上司の方と相談したりっていうことはなく、そのまま了解されたんですか。

(委員長)

はい。

(答弁)

神明造り、そういう要望はあったということで、再三、松岡議員のほうとは、なかなか予算的に非常に大きくなってること、それはもう学校施設、教育委員会だけでは判断できないことになってるということで、一応それはもう非常に難しいということで、再三お話をしたというところで、この2月の14日の段階で地元のほうに、鉄骨造りでやるのか、その木造の神明造りでやるのかというふうなことについて、松岡議員のほうに確認してほしいということ、お願いという依頼をしまして、その結果、3月の11日の日に、結局地元を確認した結果、やっぱり神明造りでやってほしいというふうなことで、出てきたので、それからやっぱりそれでいかないといけないということで、ただ、財政的にはそういう予算措置がされてないことで、副市長まで話を上げて、ちょっとその判断を仰いだということでございます。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

現実に神明造りそのもの、政教分離の話もありましたけど、私自身は政教分離的にはかなり疑義があります。それは置いておいてですね、実際、先ほどおっしゃったように、神明造りにするために鉄骨からかなり予算が増額する。だから、上司、上司っていうか副市長までも相談されたということですけど、現実にこんなことを、何倍にもなるような、3倍にもなるような、

予算のつけ方っていうのは、教育委員会でこれまであったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

今回の白浜の相撲場につきましては、附属施設整備費の中で、枠内でするのは、していいという形の予算のつけ方をしております、その枠内の予算の執行につきましては、必要性であるとか、優先順位等で、総合的に判断するというようになっておりましたので、一応その中で、一応対応できるというふうなことで、考えておったというところで。ただ、それを行えたのは、財政課のほうのOKがなければ実際に執行できないということで、教育委員会ではそういう判断できないということで、副市長まで話を上げて判断を仰いだということでございます。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

いずれにしても、そこまでのような判断という、そのベースに何があったのかということなんですけれど、それは結局は、三木証人としてもですね、市場の問題だという認識はあったんですか。

(答弁)

学校施設課、教育委員会としては、松岡議員が市場の件でというようなことが、副市長のお話の中にも出てくるんですけども、学校施設課の中では、一応その地元からの、あくまでそういう要望、松岡議員からの要望に対して、法的に問題があるであるとか、予算的にどうしてもできないことであればもちろんできないということで、今回予算的にはちょっと流用できないという形だったので、そこについて、最終的には、財政局、副市長までの判断を仰いだ上で、そこで駄目言うたら、できないことですし、そこでいけるということであれば、進めていかざるを得ないというふうに考えておって、特に市場の件でどうこの認識はございませんでした。

(委員長)

はい、よろしいですか。では、以上で三木尚氏に対する尋問は終了いたしました、証人におかれましては長時間ありがとうございました。ご退席をお願いします

す。

続きまして、岡本裕氏を証人席に案内します。事務局、お願いします。

**証人尋問（三木証人）終了**

**11時44分**

[事務局案内で三木証人退室。岡本証人が入室]

**証人尋問（岡本証人）**

**11時45分**

(委員長)

お待たせいたしました。尋問は最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言をお願いします。

それではまず、あなたは岡本裕氏ですか。

(答弁)

はい。そうです。

(委員長)

現在の本市における所属と身分をお述べください。

(答弁)

はい。健康福祉局理事です。

(委員長)

はい。それではあなたには白浜小学校の相撲場整備に関することについて尋問をさせていただきます。

まず、認識についてお尋ねいたします。全体的な予算の流れの再認識となりますが、再確認となりますが、松岡議員から令和元年度に相撲場の整備の要望があり、さらに神明造りの要望も受け、おおよその予算等を調べるため基本設計委託を実施。タイミング的に翌年度の予算要求時であり、過去実績からの鉄骨造りでの実施設計費や工事請負費をつけることはできたが、基本設計の結果、神明造りでは非常に多額の事業費となることが判明。松岡議員に断りを入れたが、納得してもらえず、副市長に相談等した結果、当初予算額はそのまま、不足分をこっそりと枠予算等で対応することに決まったということですか。

(答弁)

はい、そのように認識しております。

(委員長)

であれば、不適切な予算執行だと思いますが、いかがですか。

(答弁)

その当時はですね、まだ予算説明時において、予算、

その事業実施が決まっておられませんでしたので、説明できないものと考えておりましたが、改めて今となってはですね、せめて方向性だけでもご説明申し上げたり、執行が、執行の段階になって、説明できるような時点で、改めて説明すべきだったというふうに反省をしております。

(委員長)

ということであれば、当時、当局として、予算が初めから全然足りずに、不適切な予算執行をすることを認識されていた上で、予算議案を我々議会に上程して承認を受けたということによろしいですか。

(答弁)

そこはですね、予算の段階ではあくまで施設課のほうは鉄骨造りを想定しておりましたので、教育委員会、まあ私のほうの認識としましては鉄骨造りでの実施という認識をしておりました。

(委員長)

では、記録からお願いします。白浜小学校の相撲場ですが、4月28日の委員会資料の記録によると、相撲場の上屋の部分ですね、は、平成16年度の台風で破損して、復元は後の年に行うこととして、平成30年度に体育館の移転が完了し、相撲場に上屋を整備する条件が整うとあります。松岡議員の要望がなければ、本来、この相撲場整備は、いつ頃の整備予定であったのですか。

(答弁)

その辺はですね、タイミングを見て施設課のほうで計画を立てていると認識しておりまして、その計画上どういうふうな、どのタイミングで整備するかということまでは私のほうで認識はしておりませんでした。

(委員長)

ということは、それらの要望、地元要望を含めてですね、そういうものがなければ、タイミング等々のお話もありましたが、体制、いや、整備はなかったということですか。

(答弁)

あらかじめ計画的なタイミングというものを認識してなかったということをございまして、予算の要求は施設課のほうから上げておりましたので、そこはまだ実施を決定、実施というはっきりした方針決定があったわけではないですけども、その年度での実施を想定

していたということ、そういうふうに認識しております。

(委員長)

相撲場整備は本市の全小中学校に整備されているわけではありませんけれども、平成30年度時点で他校でも整備予定はありましたか。

(答弁)

いや、その予定は聞いておりません。

(委員長)

では、松岡議員の要望は令和元年度ですけれども、それ以前から同議員や白浜小学校及び地元から相撲場整備の要望はありましたか。

(答弁)

私のほうには議員のほう、議員なり地元のほうから直接の要望いうのは受けておりませんので、要望書、2月ですね、要望書の提出があった時点でそのような話を認識したように記憶をしております。

(委員長)

では、令和元年7月31日の記録票兼報告書がありますが、それ以降、本事案について、先ほど学校施設課長に尋問しましたけれども、三木施設課長以外で松岡議員から本事案について呼ばれて、面談したことは、あなたはありますか。

(答弁)

ございません。

(委員長)

この相撲場の整備を行う方針決定について、最終決定は教育長であったとしても、どのような協議を経て決定することにしたのですか。例えば、市長部局からの強い要望、要請等々があったのですか。

(答弁)

副市長のほうにですね、状況を報告申し上げて、最終的には高馬副市長のほうからの指示言いますか判断に基づいて対応したというふうな認識でございます。

(委員長)

高馬副市長からの判断を受けて、それが決定に至ったということによろしいですか。

(答弁)

高馬副市長の指示に基づいて、その方向で整備をするということで、はい、そのように認識しております。

(委員長)

それでは、教育委員会としては、予算面も含めて他校の実施例と比較して意匠面などを決定するべきだと思いますけれども、松岡議員の要望である神明造りはあなたは妥当と判断して採択をされましたか。

(答弁)

どの段階かははっきり覚えてないんですけど、宗教の問題については法制課にもちょっと意見を聞きながら、そういう法制上の問題があるというようなことではなかったとして使ったと聞きましたので、あと今考えてみますと学校施設としてそれが本当にふさわしかったのか、学校の意見なんかも聞いてしっかり判断すべきだったと考えております。

(委員長)

教育委員会は中立性が求められる独立した行政委員会ですが、この要望につきまして、教育委員会会議で協議を行われましたか。

(答弁)

私の記憶ではやっておりません。

(委員長)

それはなぜですか。

(答弁)

それは事務局、教育長以下のほうで判断できる、できるというかまあ、すべきことのように認識をしておりました。

(委員長)

それでは、高鉄棒や砂場の分割発注については、高馬副市長も承知の件ではなかったことは、文教・子育て委員会の記録からも明らかになっています。この分割発注を行うことについて、あなたは承知されていましたか。

(答弁)

確か軽工事でありますので、私のほうは、それは認識をしておりませんでした。

(委員長)

では学校施設課長から全く相談がなかったんですか。

(答弁)

なかったと記憶しております。

(委員長)

それでは、詳細な事務は課長に一任することとされていきましたか。

(答弁)

はい、課長権限で実施できるものと認識しております。おりましたというか、認識しております。

(委員長)

それでは分割発注の発案は誰だとお考えですか。

(答弁)

それは分かりません。

(委員長)

では、記録に基づいて。文教・子育て委員会の記録で「職員は、法規制や予算上の問題がなければ、地元地域の要望はできる限り対応する。このたびの件は予算上対応できるため、問題意識を持たず事業を進めてしまった。」とあります。

本事案は「予算を遥かに超えるため実現は困難である。」と教育委員会も認める、予算不足の問題があり、高馬前副市長に相談し、副市長からは財政局には合議を承認するよう指示が出るほどの事案であります。本当に予算上問題はないと言える事案ですか。どう認識されてますか。

(答弁)

冒頭でも申し上げましたが、私のほうでは、その、先ほどの話を私がそういう答弁をしたんですけども、そういうことで、基本的な私たちの気持ちとしては、そういう法制上の規制ですとか予算上の制約がクリアできるなら、できるだけ要望に沿った実施を考えていきたいという思いでおったのは正直なところでございます。改めて高額になったことにつきましては、やはり適正な、適切な予算対応ではなかったと考えております。

(委員長)

まあ、今はそう思われとんですけど、当時はですね、どのような形であれ、予算つけることさえできれば問題がない。我々議会にも報告する必要はないと認識されていたのですか。

(答弁)

冒頭でも申し上げましたが、そういうご説明させていただけるタイミングでですね、説明すべきであったというふうに反省をしております。

(委員長)

令和2年4月14日の議員対応記録からになりますが、設計業務委託の決定を、恐らく待つてほしいとの要望

だと思いますけれども、これに関して学校施設課長から報告をあなたは受けましたか。

(答弁)

どのような形で報告を受けたかというところまではしっかりと覚えてないんですけど、確かにその話がありました。そのときの私の認識としましては、不当要求というようなことではなくて、施設課長からは、このような話があったと、で既に発注済みであるということを知りましたので、それはもうそういう話があったから、そういうことを聞くわけにはいかないですし、実際発注して事務を進めているものは淡々と事務を進めていけばいいなというふうに私のほうに関しては、そういう認識を持ちました。

(委員長)

であれば、何かしら学校施設課長から、に対して指示をしたとか、またそれに対応して副市長に対しても相談をされたということはないんですか。

(答弁)

はい。施設課長に指示をしたというよりも、そのまま事務を進めればよいというふうに考えておりましたし、副市長にも特に報告はしておりません。

(委員長)

では、結果的ではありますが、このときの松岡議員の要望には応えることはできない形ですが、入札条件まで介入するような発言に対して、あなたはどう感じられますか。

(答弁)

その時点ですすね、そういう不当要求という認識での考えは持っておりませんので、その後、教育委員会でそれが不当要求であるという決定をしたということについて、私のその不当要求行為に対する理解が全く足りてなかったと反省をしております。

(委員長)

まあただし、入札妨害につきましては、刑法においても処罰規定があります。公共事業を発注するに当たり責任ある立場の人間であるあなたとして、この刑法規定について詳細でなくても構いませんけれども、理解と認識等々はあったんですか。

(答弁)

いや、その入札妨害、まあ契約関係の話でそういうふうな法規制があるということは、それくらいのこと

は認識しています。

(委員長)

ということは松岡議員の行為がそもそも入札妨害等々であるとの認識はなかったんですか。

(答弁)

正直、そのときにはそのような認識は持っておりませんでした。

(委員長)

では、砂場移設工事と高鉄棒移設工事ですが、これについて、学校施設課長から実施について、業者選定、それぞれの工事で実施することなど、あなたに相談はありませんでしたか。

(答弁)

ございませんでした。

(委員長)

では、相撲場の新築工事は入札参加10社の内6社も辞退されています。これについて特に疑問をあなたは持ったりされませんでしたか。

(答弁)

持っておりません。

(委員長)

それはどういう理由ですか。何も疑問がなかったとか、何か理由はありませんか。

(答弁)

特に理由はないと思います。疑問を持っておりませんでした。

(委員長)

私からは以上であります。続きまして、大会派順に尋問をお願いします。市民クラブさんいかがですか。

(質問)

1点だけちょっと確認させていただきたいんですけど、この相撲場の件について、一貫して最初、まあ、ほかの学校にもあるような鉄骨造りで進めていこうと教育委員会としては考えていたけれども、先ほど施設課長の尋問の中ですすね、最終的には木造の神明造りに、まあ要望、議員の要望であったり、最終的確認は地元の要望も確認していただけたということで、変わっていったんですけども、その変わっていく過程の中で、教育委員会、その学校施設課、それから教育委員会の中の協議プロセスの中で、予算が3倍近くに膨らむようなことが、なぜ、こう受け入れられたのか、

そのことについて、当時まあ次長されておられた岡本証人に、なぜこれが3倍の予算になっていくことが承諾されていたのか、理由になったとお考えでしょうか。ただ単に地元の要望だからということだけなんですか。その辺の考え、教えてほしいと思います。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

その3月時点の話、私は部長でございました。私どもの考えでは、鉄骨造りを想定しておりましたので、地元、議員からの要望では施設課長から聞いた話ですと、大分高額になるというて、大分隔たりがあるということで、このまま施設課長が話を続けてますと、まあ副市長のほうにも話があるということも想定されましたので、副市長、黒川副市長のほうにまず状況報告をしております。で、その後、高額な、いうことで、まあ、予算上の問題もあるとか、で、後、白浜の話でしたんで、もしかすると市場に絡んだような話も出てくるかもしれないという想定もあって、高馬副市長にもご相談をしました。その中で、私たちはそこで、教育委員会としては、整備の方針についての判断を副市長にさせていただきたいという思いで相談に上がりますので、そこで冒頭申し上げましたように高馬副市長の判断をいただきましたので、それに従って対応していったということでございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

次、公明党さん、いかがですか。

(委員長)

よろしいですか。はい。新生ひめじさん。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

1点だけ。委員長の質問の中で、神明造りの相撲場は妥当ですかという質問がありました。お答えになられたのは、法制上の問題はないという判断で、ただ高額になったんで、学校施設としての、ふさわしいのか判断すべきであったというふうなお答えになられました。今振り返ってみて、この事業はやってよかったとご判断されていますか。

(答弁)

予算対応の面ですとか、について、問題があったと思います。で、神明造りというものになったということについても、検討が足りなかったというふうに反省をしております。といて、その、難しいですね、その、だからといて全く駄目な施設ということでもない。そこの施設で宗教活動をするわけでもないですし、実際そういう、なんですか、国技館風の意匠でよかったのかなとか、まあ対応の仕方はほかにもあったというふうに考えております。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

すみません、もう一度簡単にお答えください。やってよかったですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

このような問題となっておりますことも考えましても、私たちの判断は適切であったかと言いますと適切でなかったというふうに考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

それでは自民党さんいかがですか。

(委員)

特にないです。

(委員長)

よろしいですか。では創政会さん。

(委員)

ないです。

(委員長)

それでは共産党さん。はい、谷川委員。

(質問)

先ほどの質問で適切な判断ではなかったって、ね、杉本委員の質問に答えられましたけども、当時はなぜ適切な判断ができなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

これを言いますと言いつじみたような話になって

しまうんですけど、当時、あの年度といいますのは、教育委員会のほうで抱えていました課題は、エアコンの整備ですとか、学校の適正規模・適正配置の基本方針ですとか、あと基本計画の策定ですとか、割と大きな要因を抱えておりました。特に3月、4月、あの辺りということになりますと、コロナの影響で臨時休校が入ったりと、いうことで、それへの対応が、課題がいっぱい出ておりました。

多分、学校施設なんかについても、あの当時は校舍大規模改修工事ですとか、トイレの改修工事を進めておりましたが、その部品、部材が入らないとか、まあ3月から4月にかけて発注するに当たってその仕様を固めていかないといけないですとか、たくさんの課題を抱えておまして、そういう、そればかりではないんですけども、適正な判断を、適切な判断をすべきということは当然なんですけども、まあそういう当時はそういう状況にございました。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

先ほどの質問で、入札の件ですよ、まあ、もう既に公告して、してるから問題ないと、そのまま進めてもって言うんですけども、結局契約時をですね、変えてるんですね、5月1日にね。そのことはご存じでしたか。それで先ほど三木課長が、まあ、これは教育委員会の記録にもありますように、松岡議員に配慮する形を取るために契約日を当初の4月24日から5月1日に、松岡議員に配慮した印象を残すために契約日を5月1日にしたって言われたんですけども、そのことは当時ご存じでしたか。

(委員長)

はい証人。

(答弁)

いや、そのことは認識してなかったと思います。

(質問)

じゃあその、今言うた松岡議員に配慮した印象を残すために契約日を5月1日にしたっていうのはいつ、認識っていうか知ることになったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

はっきり覚えてないんですが、この問題の対応をするときに認識したようであります。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

そのことを知ってどう思われましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

先ほども申しあげましたように、事務は私としては淡々と進めればいいものと認識しておりましたので、そこまでする必要はなかったのかなと思っております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

はい、じゃあ質問変えますけども、先ほどから再三、その、例えば議会に説明でもね、予算の説明のときも、その時点では神明造りではなくて鉄骨造りを予定してたから、別に、うそのっていうか、まあ別に、それは問題なかったと。ただ、適切なときにきちんと説明すべきだったっていうふうに先ほど答弁されてたと思うんですけども、そしたら神明造りって決まったときに、きちんと議会に説明してたら問題はなかったということなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

今回はそういうプロセスみたいところに問題があったというふうな認識をしております。ですから、そういう議会にしる、地元、地元というか学校とかPTAのほうにしる、そういう説明するなりのプロセスをしっかりと踏んでおくべきだったという認識です。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

先ほどからその、まあ三木課長もですけど、当時は、まあ岡本部長だったわけですよ。管理職ですよ、そういう管理職がですね、不当要求に対する、まあ先ほども岡本証人の口から理解が足りてなかったというふうにはっきり言われたんですけども、当時の部長

という職責にあってですね、そういう不当要求に対するそういうこと理解が足りてなかったということについて今どう思われますか。

(委員長)

はい。

(答弁)

たいへん反省をしております。

(委員長)

はい。それでは次、維新の会さんいかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

よろしいですか。療原会さん。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

この部分で予算が増えたことを、教育委員会会議にも、それから文教委員会にも報告されていませんよね。されなかったっていうことは、その当時、懸案がいろいろ、ほかにもあったから、そこまでする必要はないという理解で報告されなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

まあ、先ほど言いましたそこら辺の話はですね、直接の原因とは申し上げられません。あくまで、その前にちょっと言いましたけど、予算説明時には枠内予算での措置というような状況にありましたので、まだその年度において実際に実施するという決定ではございませんし、金額も確定はしてないですから、その時点では説明しなければいけないというような認識を持っておりませんでした。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

今のお話ですと、枠内予算なりなんかをめどさえついで、それで少なくとも設計ができ上がる段階ぐらいだったらしようということになるんでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

結局その、附属施設整備事業でしたっけね、あちらのほうの予算の、予算額の範囲内での執行ということで、施設課のほうからは予算内での対応は可能だと聞いて、私もそのまましっかりとした予算対応ができているのかということまで考えが及んでおりませんので、今となってはそのような考えでご説明すべきであったかというふうに考えております。

(委員長)

以上で岡本裕氏に対する尋問は終了しました。

(岡本証人発言)

委員長。すみません。

(委員長)

はい。

(岡本証人発言)

最初、他の学校での相撲場整備の予定があったかというご質問をいただいたかと思うんですけど、灘中のほうで、格技場の整備に合わせて相撲場の整備がその時期ございました。ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

(委員長)

はい。それでは以上で岡本裕氏に対する尋問は終了いたしました。岡本証人におかれましては、長時間ありがとうございました。ご退席をお願いします。

**証人尋問(岡本証人) 終了**

**12時13分**

[岡本証人退室。]

(委員長)

続きまして、佐野氏、内海氏、高馬氏、黒川氏の証人尋問に進みたいと思いますが、ここで一旦お昼休憩を挟みたいと思います。再開時刻は1時15分ということでよろしくをお願いします。

**休憩**

**12時13分**

**再開**

**13時11分**

**協議**

**13時11分**

(委員長)

それでは休憩前に引き続きまして、委員会を開催いたします。休憩を挟みまして、証人尋問の注意点

については、本日の委員会の冒頭にも申し上げましたが、新たに4人の証人に対して証人尋問の説明を行い、宣誓を受けて、尋問を開始しますので、注意点について再度申し上げます。

証人の宣誓時、皆さんに起立してもらうことになります。私が「起立」そして「着席」の号令をかけますので、傍聴人の方も含めて、その際は、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、証人尋問は、重要な問題について証人から証言を求めるものですから、委員はもとより、マスコミ関係の皆様、傍聴人の方も含めまして、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

それでは、佐野氏、内海氏、高馬氏、黒川氏を宣誓席に案内をいたします。事務局お願いします。

[事務局職員の案内で佐野氏、内海氏、高馬氏及び黒川氏が入室及び宣誓席に着席。]

(委員長)

それでは、本委員会に委任されました「浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事」、「白浜小学校の相撲場整備に関する事」及び「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事」についてを議題として調査を進めさせていただきます。

各証人におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

また、各証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますので、ご了承願います。ただし、証言は記憶によることを原則としておりますので、あらかじめ作成した想定問答のようなメモを見ながら証言は認めませんのでご注意ください。

なお、尋問内容は、当局側から提出を受けた資料を元に行われるものもあると思っておりますので、対象事件ごとにまとめた資料集も準備しております。必要に応じてご利用されても結構でございます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、

これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっていきます。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教又は祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いいたします。それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることになっていきます。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっていきます。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっていきます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受けること、受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっていきます。一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思っております。ただいまから、証人に宣誓を求めますが、撮影は一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は撮影を中止してください。

証人は、お手元にある宣誓書を、本日の日付までは証人全員で朗読いただき、その後、佐野証人から順に

お名前を述べてください。それでは法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。全員ご起立を願います。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(全証人)

宣誓書。私は良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和3年(2021年)10月20日。

(佐野証人発言)

佐野直人。

(内海証人発言)

内海將博。

(高馬証人発言)

高馬豊勝。

(黒川証人発言)

黒川 優。

(委員長)

では、ご着席を願います。

[出席者全員着席]

(委員長)

では、宣誓書に署名捺印をお願いします。

これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、挙手の上、委員長の許可を得てされるようお願い申し上げます。なお、こちらからの質問をしているときは、おかけになっていてよろしいですけれども、お答えの際はその都度ご起立を願います。

委員各位に申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、本日は、重要な問題について証人から証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願い申し上げます。また、委員の発言については、証人の人権に留意されるようお願い申し上げます。それでは、佐野証人から証言を求めます。その他の証人は、一度ご退席いただきまして、尋問の順

番が回ってきましたら、事務局職員が証人席までご案内いたしますのでよろしく願いいたします。それでは事務局、ご案内を。

[佐野証人が事務局職員の案内で証人席に移動。その他の3人の証人が退室。]

**証人尋問(佐野証人)**

**13時20分**

(委員長)

尋問は最初に委員長からの所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことといたします。まず、あなたは、佐野直人氏ですか。

(答弁)

はい。

(委員長)

現在の本市における身分をお述べください。

(答弁)

姫路市副市長でございます。

(委員長)

はい。それでは、あなたには、姫路市中央卸売市場新市場新築工事实施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事について、尋問をさせていただきます。まず、産業局は、令和元年5月30日に行われた、あなたと松岡議員との電話でのやり取りについて、不当要求行為等に係る記録票兼報告書を作成しており、7月2日の本委員会にも当該報告書を追加で提出していますが、記載の要望等の内容に間違いはありませんか。

(答弁)

間違いはございません。

(委員長)

では、当時の電話でのやり取りの内容を詳しくお答えできますか。

(答弁)

5月30日に議員からお電話を頂戴しました。内容につきましては、中央卸売市場施設の実施設計の公告についてでございます。要望等の記載にもございますように、まず、地元への説明が終わっていない状況での入札の公告というのは問題があるということ。加えて、地元の説明での要望項目に対しての回答がなかったということ。これらを踏まえまして、市は、市の事

業の推進を優先し、地元を軽んじておるのではないかという内容が言われ、公告を取り下げのべきと、それを言われました。で、それに対しまして、公告、入札公告について、現計画どおり進めたいということをお願いしましたが、先ほど来言いました理由を元に取下げをすべきと、それができないのであるならば、補助金について、国のほうに止めてもらうという旨を言われました。以上です。

(委員長)

はい。では、お答えのあったようにですね、地元説明会に出された意見に対して市の回答がないとありますが、7月2日の本委員会の資料で「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事」において、交通量に関する地元意見に対しては、その場で回答済みであるということです。この点について、そういう回答済みということなんですけれども松岡議員に反論はなさらなかったのですか。

(答弁)

入札公告の、入札公告いたしました翌日に、地元説明を1か所実施しております。議員から私に電話いただいたのは、まだ、その後でございます。当日の電話の中で、説明会が公告後になってしまったことについては、私のほうからも順番と言いますか、地元での説明が終わっていないということについては、承知をしましたが、そのときの内容、ご要望の内容については、その場でお答えできたものと、当然お答えできなかったものがございました。ですから、内容について、ご要望の内容についての回答は全て終わっていないという状況でございました。以上でございます。

(委員長)

先ほど来、ご発言されましたように「地元への対応は二の次にしているのではないか。」というふうに松岡議員がおっしゃってるとのことですが、実際、地元への対応はですね、局長として、二の次にして、されていたという実感はありますか。

(答弁)

移転に際しては、地元の理解が大事だという認識で、しっかりと取り組んできていたものと考えております。以上です。

(委員長)

であれば、二の次にしてるのではないかという発言に対してですね、何かしらの反論はなされなかったのですか。

(答弁)

計画的に説明をしているということは、お答えいたしました。ただ、公告につきましては、公告の日程は、我々では知り得ませんでしたので、順番が逆になってしまったことについては、私も認めました。以上です。

(委員長)

同日、あなたは両副市長に対して入札公告は取り下げざるを得ないと考えていると報告をされています。入札公告を取り下げざるを得ないと、なぜ、あなたはお考えなのでしょう。「農水省に補助金を止めてもらうと強く言われた。」ともありますけれども、そのあたり実際に補助金が止められてしまうとあなたはお考えだったのでしょうか。

(答弁)

はい。議員のほうから補助金についての話がありました。これについて、議員が補助金を止められるのかどうかにつきましては、定かではございません。しかしながら、これまでの議員が、国のほうに行かれたりしてるという事実を考えると、今後の事業の推進に何らかの影響が出るのではないかというふうに懸念をいたしました。以上でございます。

(委員長)

ただいま、今後の影響とおっしゃいましたけれども、あなたが過去に松岡議員の要望に応じないことによって、市に対して何か不利益がもたらされることが実際にあったんですか。

(答弁)

松岡議員が地元の意向を踏まえた形のご要望というのがあるわけですが、これに対しては、私としては大変神経を使いながら対応してきたというふうに記憶をしております。以上です。

(委員長)

では、7月2日の本委員会の資料、先ほど来言っております「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事」によりますと、「都市局、財政局は入札公告取り下げに反対であったものの副市長の意見を踏まえ了承。」とあります。令和元年5月31日に、三輪都市局長、福岡

前財政局長に相談したところ、入札公告を取り下げる  
ことについて反対をされたが、両副市長が入札公告の  
取り下げをやむを得ないとしたため、取り下げに踏み  
切ったということで間違いないですか。

(答弁)

はい。産業局から両局へ依頼をしたのは事実でござ  
います。反対と言いますか、この内容で入札を続けて、  
変更でもって対応できる範囲ではないかというのが  
両局のほうの意見でございました。これに対しまして、  
産業局としては、事業を優先したいという思いから、  
両副市長に報告の上、取下げというふうな形を取った  
ものでございます。以上です。

(委員長)

副市長からの指示である「関係部局へしっかり説  
明」とは、どの部局、どの部署にどのような説明を求  
められたのですか。

(答弁)

先ほど申し上げました都市局と財政局でございま  
す。

(委員長)

説明をされたんでしたら、両局、先ほども少しご回  
答がありましたけれども、変更できる等々の話だと思  
うんですけども、回答に対して具体的に教えていた  
だけますでしょうか。

(答弁)

先ほども申し上げましたが、両局からは取下げでは  
なく、このまま入札を続行し、変更でもって対応すべ  
きではないかということを言われました。以上です。

(委員長)

では、令和元年5月30日に松岡議員から電話連絡  
があり、翌日の17時20分には入札公告の取り下げを  
行っておりますけれども、先ほど来、今後の影響等々  
もお話をされましたけれども、ここまで迅速に対応し  
た理由というのは何ですか。

(答弁)

事業推進に当たりまして、今回、このたびの入札公  
告につきましては、5月の31日が入札参加者の方に  
資格を確認した通知書を出す締切日でござい、いや、  
予定日でございました。このため、5月31日で判断  
をすることが、それ以降の入札継続した場合の影響を  
最小限にできると判断をし、行ったものでございます。

以上です。

(委員長)

あなたは令和元年6月19日に松岡議員に「地元自  
治会説明会における主な意見」について説明をされて  
います。その際、松岡議員から予定価格や最低制限価  
格などの発注に関する秘密について何か聞かれました  
か。

(答弁)

全くございません。以上です。

(委員長)

私からは以上です。それでは大会派順に尋問をよろ  
しくお願いします。まず、市民クラブさん、いかがで  
すか。

(委員)

ありません。

(委員長)

よろしいですか。では、公明党さんいかがですか。

(委員)

いいです。いいです。はい。

(委員長)

よろしいですか。では、新生ひめじさんいかがです  
か。

(委員)

ありません。

(委員長)

よろしいですか。では、自民党さんいかがですか。  
ないですか。

(委員長)

では、創政会さんいかがですか。

(委員)

ないです。

(委員長)

よろしいですか。では、共産党さんいかがですか。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

先ほど副市長に相談して、その結果、都市局長、財  
政局長に再度説明したということだったと思うんで  
すけれども、具体的にどういう説明されたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

都市局、財政局に説明しましたのは、この公告に、入札公告につきまして、事業を継続、市場の移転事業を優先するという考え方から、このたびの入札公告については取下げをしたいということを申し入れました。以上です。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

それで、お二人の局長は納得されたということですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

都市局と財政局につきましては、副市長に報告したということもございますが、産業局の内容について理解をしてもらったものと思っております。以上です。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

結果的にこれが不当要求と認定をされたわけですが、そのときは、そういう認識はありませんでしたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

当時を振り返りますと、やはり事業を、この移転事業は、補助金を獲得をし、しっかりと事業を進めるという前提で進めておりました。このため、今回の判断については、事業を優先してしまったというようなところでございます。当時につきましても、そこまで自分の思いは至りませんでした。以上でございます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

今は副市長で、当時は局長ですね。そういう最高幹部ですね。そういう職責にありながら、こういう不当要求とかですね、全体の奉仕者、公正・公平な行政運営をしなければならない、そういう観点からこういう松岡議員、市場の移転のことがあったとはいえ、そういうことに毅然とした対応が取れなかったということについて、どう思われてますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

今、現在、この特別委員会でご審議いただいておりますように、現在、考えますと当時の判断について、正しかったのかという思いはございます。しかし、当時におきましては、この事業を進めていくということを優先しました。実施設計に係る補助金はちょうどいしましたが、その翌年度以降の整備に係る補助金が非常に多額でございましたので、これを獲得するためには、しっかりと取り組む必要がある、事業を優先していかなきゃいけないというふうな思いでございました。以上でございます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

補助金のことについては、先ほど委員長のほうからも質問があったんですが、今後の影響があるかもしれないということ、いうふうにお答えされたかと思うんですが、これまでも補助金、松岡議員の関係の補助金が増えたり減ってたりしたという事実はあったんですか。

(委員長)

さっきも過去のことを聞きましたけれども、再度、確認ということでよろしいですか。はい、証人。

(答弁)

補助金が増えたか減ったかということにつきましては、判断のしようもございませんが、補助金を姫路市が国へ要望しているに際しまして、その国に対して議員が直接足を運ばれたことがあると伺っております。このため、しっかりと地元対策をし、議員のお話についても対応していくことが、この事業をしっかりと進められていけるものというふうに考えて対応しておりました。以上でございます。

(委員長)

よろしいですか。維新の会さん、いかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

よろしいですか。では、療原会さん、いかがですか。

(委員)

いいです。

(委員長)

よろしいですね。はい、ということで、以上で、佐野直人氏に対する尋問は終了いたしました。佐野証人におかれましては、お待たせいたしました長時間ありがとうございました。ご退席ください。

続きまして、内海將博氏を証人席に案内いたします。事務局、ご案内を。

**証人尋問(佐野証人) 終了 13時37分**

[佐野証人が退室。事務局職員の案内で内海証人が入室。]

**証人尋問(内海証人) 13時37分**

(委員長)

どうも、お待たせいたしました。では、尋問は最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言をお願いします。

まず、あなたは内海將博氏ですか。

(答弁)

はい、内海將博です。

(委員長)

現在の職業をお述べください。

(答弁)

一般社団法人姫路市まちづくり振興機構理事長をしております。

(委員長)

では、あなたには、姫路市中央卸売市場新市場新築工事实設計委託に係る入札発注の取り止めに関するについて尋問をさせていただきます。

まず、7月2日の本委員会での資料「姫路市中央卸売市場新市場新築工事实設計委託に係る入札発注の取り止めに関すること」によりますと、あなたは令和元年5月30、31日に産業局長から本入札に関する報告、相談を受けております。あなたは、その際どのような指示をし、意見を述べられましたか。

(答弁)

事業推進のためにやむを得ないという意見と申しますか、を言いました。指示のほうはですね、入札の公告取り止めというのは、極めて異例なことなので関係ラインに十分説明をして相談するようにという指

示をいたしました。

(委員長)

では、産業局長からの報告、相談の際、松岡議員から「農水省からの補助金を止めてもらう。」と言われていることについて聞かれましたか。

(答弁)

報告の中にあつたという記憶があります。以上です。

(委員長)

では、そのことについて、何かそのとき産業局長に意見を述べられましたか。

(答弁)

補助金に関して、具体的にどのような意見を言ったかというのは、ちょっと覚えておりません。以上です。

(委員長)

本入札に関しまして、産業局長からの報告、相談の前後に松岡議員から連絡はあなたにありましたか。

(答弁)

ありません。

(委員長)

では、本入札に関して、産業局長からの報告、相談の前後に当時の市長や他の副市長から連絡は何かありましたか。

(答弁)

いえ、ございませんでした。

(委員長)

私からは以上です。それでは大会派順に尋問をお願いします。市民クラブさんいかがでしょう。はい、副委員長。

(質問)

1点だけちょっと確認ですけど。このたびの入札公告の取下げということで、先ほど、証人のご証言からまれなケースと言いますか、なので、関係ラインに十分説明するようにという発言があつたというふうな、なんですけれど、こういう入札公告の取下げという特殊なことにですね、議員からの申し出によって行われるということに対して、当時、副市長というお立場にあつた、内海証人の受け止めというのは、どういう受け止めをされたのか教えていただければと。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

先ほども言いましたように、事業の円滑な推進というときに、地元の理解を得ながら進めるというのは基本方針でございました。議員のほうからは、その点を強く言われたという報告がありましたので、入札の取り止めという異例なことでありますけれども、そちらの事業推進のほうを優先せざるを得ないなと考えておったという記憶がございます。以上です。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

入札に関して、非常に異例のことということと同時に、入札案件に非常に利害関係者、我々市議員には、非常に入札妨害するというのは犯罪に関わるようなことにもなり得る非常にデリケートな問題だというふうには受け止めておるんですが、その当時、入札公告とかそういう申し出によって、市議会議員からの申し出によって取下げることによって、何か問題になるという認識はございましたか。ございませんでしたか。

(委員長)

はい。証人。

(答弁)

そこまで思い至りませんでした。

(委員長)

次、公明党さんいかがですか。

(質問)

同じようなことになるかもしれませんが、入札の取り止めというのは非常に異例なことであるということと認識しながらも、やっぱり産業局長からの申し入れに対して、やむなしと思われたのは、やはり地元が優先だというふうにありましたけれども、それは地元の意見を聞いたわけでもなく、議員の意見を聞いてされたということで間違いはないですね。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

局長からの報告で議員からの要求と言いますか、申し出たということでした。私といたしましては、責任を持って事業推進に当たってくれている局長を信頼しておりました。そして、その局長の判断を尊重したということが背景でございます。以上でございます。

(委員長)

では、次、新生ひめじさんいかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

自民党さんいかがですか。よろしいですか。

(委員長)

では、創政会さんいかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

共産党さんいかがですか。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

これまでの質問と重なる部分があるかもしれませんが、結果的に不当要求になったわけですね。判断されたわけですが、その当時は、そういう認識はなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

非常に強い圧力をかけてこられたなという思いはありましたが、不当要求という判断、担当の局長も当時はしておりませんでしたので、市の不当要求という判断といえますか、そこまではしておりませんでした。以上です。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

市場移転という大きな命題があったとはいえですね、こういう、当時は不当要求って判断できなくても今言われたような、強い圧力をかけられたわけ、かけてきたなというふうに言われたんですが、強い圧力があつたわけですね。で、そういう強い圧力に屈したということについて、結果的に屈したと思うんですけれども、そういうことに対して、最高幹部ですよ、行政運営のね。そういう公正・公平な行政運営をしなければならぬ立場にある最高責任者の、この副市長という立場で、結果的に公正・公平な行政運営ができなかったと思うんですけれども、そのことについてどう思われてるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

冒頭に申しましたように事業の推進、これが大事ということで考えておりましたのでやむを得ないという判断、考えだったわけです。ただ、そのことを今思い返してですね、どう考えているかということでしたら、もっと毅然と対応する道もあったかなと思います。以上です。

(委員長)

維新の会さん、いかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

療原会さん。はい、伊藤委員。

(質問)

先ほどの谷川委員からの質問にもあったんですけども、その当時強い要求だなと思われた、認識されたけれど、だけど不当要求までは思われなかったというのは、過去に似たような、同じような要求が何度もあったというようなことから、そういう認識に至られたんでしょうか。それとも、本当に副市長になれる前から何度もそういうようなことは言われた経験からいって、ちょっと強い要求だなってぐらいの認識に止まったのかなという気は私はずるんですけども、そういうことはないですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

なかなかお答えしにくいご質問なんですけれど、皆さんもご存じかと思いますが、いろんな案件において本会議等でもいろいろと質問もされまして、その対応に苦慮したという思いがあります。そういったものが、ただ行き過ぎる形になってこられたんじゃないかなと今は振り返って思います。以上です。

(委員長)

はい。以上で、内海將博氏に対する尋問は終了いたしました。

内海証人におかれましては、長時間どうもありがとうございました。ご退席をお願いいたします。

(委員長)

では、続きまして、高馬豊勝氏を証人席に案内いたします。事務局、ご案内をお願いいたします。

**証人尋問(内海証人) 終了**

**13時47分**

[内海証人が退室。事務局職員の案内で高馬証人が入室。]

**証人尋問(高馬証人)**

**13時48分**

(委員長)

大変お待たせいたしました。尋問は最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは、高馬豊勝氏ですか。

(答弁)

はい、高馬豊勝でございます。

(委員長)

では、あなたのご住所をお述べください。

(答弁)

██████████でございます。

(委員長)

では、あなたには、白浜小学校の相撲場に関するについて尋問をさせていただきます。まず、白浜小学校の相撲場に関して、記録では令和元年7月31日に松岡議員が初めて要望を行っていますが、その前後に松岡議員からあなたに対して直接相撲場整備に関する要望を受けたことはありませんか。

(答弁)

平成元年当時にご相談のあったことはございません。

(委員長)

令和元年10月10日に松岡議員より三木学校施設課長に電話で木造の神明造りで相撲場を整備してほしいとの要望があった後に、教育委員会事務局からあなたにこのことについて何か相談はありましたか。

(答弁)

相談はございませんでした。

(委員長)

では、令和2年3月24日に、当局が松岡議員に対して「予算を遥かに超えるため実現は困難。」との説明を行ったところ、松岡議員から「お金のことは高馬副市長に相談する。」とあります。

また、3月18日の文教・子育て委員会の記録によれば、あなたは「教育委員会から対応について相談を受けた際には、松岡議員から既に要望があった。」と答弁をされています。この点について、教育委員会からの相談内容は、事前に松岡議員からあなたに対して相談・要望があったということですか。

(答弁)

日付は詳しく覚えておりませんが、教育委員会が相談に来たときには、松岡議員から要望をお受けしたように記憶しております。以上でございます。

(委員長)

日付は定かではないということですが、その相談・内容に対して、あなたが松岡議員に対してどのようにお答えをされたのか。いかがですか。

(答弁)

ご要望の内容をお聞きただけで、一切回答については控えておりました。聞き置き、聞き置いただけでございます。以上でございます。

(委員長)

では、教育委員会は黒川前副市長の所管であります。なぜ、当該事案について、あなたに連絡等が行くことになるんですか。市として松岡議員や市場移転に関する要望への対応は、本来の副市長の所管は関係なく、あなたが行うことになっており、それを松岡議員にはなから説明していたんですか。

(答弁)

今回、相撲場については教育委員会、黒川副市長の所管でございましたが、市場の移転に絡む地元の自治会からの要望ということでありまして、その関係で産業界当時から市場の移転については、私が担当しておりましたので、そのことで松岡議員がお見えになったのではないかと思います。また、要望について、私が窓口のような形でお受けするということはありませんでした。内容によってお見えになったんだと思います。

(委員長)

要望の窓口になることはなかったとおっしゃいましたけれども、本来、所管は黒川副市長であったということなんですけれども、現にあなたのほうにそういう相談が行っているんですけれども、他の大型事業等でもですね、今回と同様の対応を取ることは常にあっ

たということによろしいのか、そうでないとおっしゃるのか、いかがなんですか。

(答弁)

大型事業から全てそういう形を取ってるかどうかというのは、事業内容にもよりますし、やはりケース・バイ・ケースだというふうに思います。以上でございます。

(委員長)

では、令和2年3月25日にあなたから「意匠については地元の要望、木造の神明造りに沿いながら、経費についてはできるだけ抑えたものを検討するよう」当局に対して指示があったとありますが、あなたは実際にそのような指示をされましたか。

(答弁)

そのように指示したと記憶しております。以上でございます。

(委員長)

では、このような指示を行われたのは、あなたの独断ですか。

(答弁)

市場の移転に関して、地元の方々が交通量の増加等で懸念されていると。したがって、地域の活性化について、ご協力いただきたいという一環で、この相撲場の要望があったというように私は認識いたしましたので、事業推進、市場の移転事業を推進するためにやむを得ないというふうに判断した、私が判断したものでございます。以上でございます。

(委員長)

あなたが判断されたとのことですが、石見前市長及び黒川副市長と協議はなかったということですか。

(答弁)

前市長には報告しておりませんでした。ただ、黒川副市長には、先ほど委員長が言われたように、所管が黒川副市長の所管でございましたので、こういう要望がありますということは、その段階でお話をしたというように記憶しております。以上でございます。

(委員長)

では、令和2年度当時、教育委員会において補助執行する市長の権限に属する事務は黒川副市長であります。相撲場の意匠に関する指示をするに当たって

黒川副市長や清元市長には相談をされましたか。

(答弁)

清元市長には相談いたしておりません。黒川副市長には、教育委員会のほうからそういう話があった後に、そういう意匠の要望だということはお伝えしたような気がいたします。以上でございます。

(委員長)

そのあたり、どのようなやり取りがあったかはご記憶にございますか。

(答弁)

経費ですね、費用が大きくならないように最大限抑えるということと、あと政教分離のことが大丈夫かなということで協議したような記憶がございます。以上でございます。

(委員長)

結果として事業費が6,000万円まで膨れ上がったわけなんですけれども、これはどのような判断から認めたというふうにお考えですか。

(答弁)

先ほども申し上げましたとおり、この市の事業を円滑に推進するためには、地元のご協力というのは欠かせません。また、国のこの補助事業を推進するに当たって、地元と皆さま方との関係性はいかがですかということも私は上京して国の担当の方からも何度か聞かれました。地元との良好な関係ってというのは、事業推進に欠かせないという、そういう認識でこの件についても配慮したということでございます。

(委員長)

では、記録から振り返りますと、令和2年4月14日の議員対応記録を見ると、設計業務委託の決定を待つてほしいとの旨の要望だと思われませんが、調整して副市長に相談するとあります。仮に松岡議員が相談していたら、仮定で申し訳ないですけれども、相談を受けた副市長はあなたなんですか。

(答弁)

その件については、松岡議員から相談を受けた記憶はございません。以上でございます。

(委員長)

では、結果的には、このときの松岡議員の要望には応えることはできなかったんですけれども、入札条件まで介入するような議員の発言について、どうあなた

はお感じになりましたか。

(答弁)

議員に限らずですね、入札は公明正大に行うべきものでありますので、いかなる者も介入すべきではないというふうに考えております。以上でございます。

(委員長)

再度確認なんですけれども、入札妨害につきましては、刑法においても処罰規定があります。公共事業の決定に当たり、責任あるあなたの立場として、この刑法規定について詳細とまでいきませんが理解と認識はございましたでしょうか。

(答弁)

認識はございます、ございました。以上でございます。

(委員長)

では、認識があられるということなんですけれども、松岡議員の行為は刑法に抵触すると思われませんでしたか。

(答弁)

設計の入札に関しては教育委員会の担当のほうに接触があったというふうに記憶しておりますけれども、その内容、具体的な内容とかですね、については私は聞いておりませんので、その件に関して、刑法に云々というのは私の段階では判断がつかかねます。以上でございます。

(委員長)

では、相撲場の新築工事は、入札参加10社の内6社も辞退されています。この工事について、教育委員会や松岡議員から相談、報告は受けられましたか。

(答弁)

整備に関しては教育委員会並びに松岡議員から一切接触、相談、協議はございませんでした。

(委員長)

私からは以上でございます。それでは大会派順に質問をお願いします。市民クラブさん。はい、常盤委員。

(質問)

1点。松岡議員から高馬副市長に相談があったというところで、今の流れ、話の中でもそうですけれども、もともと所管は黒川前副市長である中で、高馬副市長が話をずっと前面でやられておったんですけれども、その最終的に話を黒川さんとも共有しつつも、内部の

指示というか、高馬さんがやられていると。財政局に指示したとか、高馬さんが前面にちょっと、この件に関しては出られたということだったんですけども、ここについて黒川前副市長に説明して情報を共有する中で、本来の職務であるほうに、指示を委ねるということとはなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

最終的には、決裁ルート、決裁権者は黒川副市長になりますので、最初は黒川副市長がご判断されるべきことだと思いましたが、市場の関係の要望であるという背景については、黒川副市長に申し上げたというふうに記憶しております。

(委員長)

それでは、次、公明党さんいかがですか。

(委員)

いいです。

(委員長)

はい、新生ひめじ。はい、杉本委員。

(質問)

1点だけ。ただいまのご答弁の中でも、市場関係の要望であるということも含めて、産業局長時代から様々な松岡議員から要望なりがあったということと思いますが、どれぐらいの頻度で電話なり、連絡なり接触がありましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

どれぐらいの頻度かというのは記憶しておりませんが、たびたび地元のご理解をいただくために説明会、地元の自治会の皆様方への説明会を丁寧にやっていたつもりでございます。それに当たって、地元の協議の窓口として議員が対応しておられましたので、こういう形でご説明したいということのやり取りが一番多かったように記憶しております。要望については、これという形で記憶が定かではございません。以上でございます。

(委員長)

よろしいですか。次、自民党さん。よろしいですか。

(委員長)

次、創政会さん。

(委員長)

はい、妻鹿委員。

(質問)

整備に至った経緯については、今まで説明を伺えて問うわけなんですけれども、まず、市場移転に関連して相撲場を建てていくという中で、本来のね、学校施設の1つとして相撲場を建てられる中で、整備目的がすぐずれていると思うんですよね。そういったところ、やはり、学校施設相撲場を建設する中で、建設するに当たってですね、何を優先すべきであったのか、お答えいただけますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

副市長の立場として適切であったかどうかは分かりませんが、全市的な観点で判断すべきであったかも分かりませんが、課題でありました市場の整備について、適切に推進しないといけないということが一番当時認識としてあったということでございます。おっしゃるように教育施設でございますので、そのあたりのことも含めて、内容、規模について検討すべきではあったというふうに考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、妻鹿委員。

(質問)

私もですね、姫路市の相撲連盟の会長をしている立場としてはね、今の相撲場がね、これが安全に利用できるかどうかというのがね、非常に疑問なんです。それで、本当にこれで子どもの、学校の中で、子どもたちがこれを安全に利用できるものかどうかというのを、誰が判断されて、こんな設計をされたんかね。小野設計さんが専門的なことを言われている中で、柱の位置だったり、屋根の重さであったりとかですね、それで土俵の下の周辺なんかですね、子どもが転落したときにですね、けがをする可能性もあるんじゃないかな。その中で、大会なんかでもやはりできないということで、お断りした経緯もございまして、そういったところ、子どもの安全を最優先すべきだっ

たところが抜けてたんじゃないのかと。ただ、市場の整備が最優先でされてしまったことで、非常に白浜小学校の子どもたちが犠牲になっていると。相撲場はあるんですけど、使えない。そういうところでね、どうお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいなど。副市長としての立場でお聞かせいただけますか。

(委員長)

ちょっと争点とずれてますんで。あくまで尋問です。妻鹿委員にも申し訳ないですけども。

(委員)

子どもの安全性というところで。お聞かせ願いたいと思います。

(委員長)

お答えいただけますか。はい、証人。

(答弁)

そのご指摘はごもつものことだと思います。安全に、もし使うとなれば当然安全第一で使っていただくように配慮する必要があるかと思います。以上でございます。

(委員長)

では、共産党さん、いかがですか。はい、谷川委員。

(質問)

先ほど政教分離のことと経費を抑えてというふうには、そういう形で進めるように教育委員会に命じたというふうに言われたと思うんですけども。結果的にできてしまったんですけども、政教分離は、観点から問題はなかったのか、経費を抑えてと言いながら、結局、当初の3倍になっているわけですが、その点はどうなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

政教分離については、黒川副市長との協議の中でそういう話題があったということございまして、おそらく黒川副市長のほうから法制のほうに確認をされたんだと思いますが、今の状態であれば直接的な宗教活動に直結するものではないので、政教分離の原則には反しないというふうに法制のほうから聞いたように記憶しております。以上でございます。

(質問)

経費は。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

経費については、私は建築の専門ではありませんでしたので、やはり抽象的な表現でありましたけれども、できる限り経費を抑えるようにという、そういう指示をしたということでございます。以上でございます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

入札の中止ということですね、これに関しては公明正大に行うべき、いかなる介入もするものではないと言われたわけですが、そういう観点からやはり不当要求だという認識はなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

先ほども申しましたように、設計の入札に関しては、私は報告も指示もしておりませんので、具体的な内容とかは分からない段階で不当要求かどうかについて、意見を述べるのは適切ではないと考えております。以上です。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

質問を変えます。市場の計画を前に進めるためとはいえ、やはり、公正・公平な行政運営がかけ離れた結果になったと思うんですね。金額の面からしても。特別扱い、そういうことから、やはり最高責任者、副市長という職責にありながら、公正・公平な行政運営、毅然とした対応を取らなければならないと思うんですが、その点、今どのように思われていますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

結果として、この相撲場の整備が過大になってしまったということで、他の事業にもしわ寄せといいますか、かかってしまったということを重く受け止めた結果、副市長の職を辞職するという形を取らせていただいたものでございます。以上でございます。

(委員長)



地元との調整が十分できていないということであったと思いました。

(委員長)

では、「市場の開場に合わせていうんやったら市場一年遅らしてもうてもええんやで。」「ワシ自信を持って市場止めるで。」と松岡議員は発言をされています。この後にも同様の主旨の発言もありますが、要は自身の要望を聞かないのであれば、市場移転に反対する、進めさせないという発言であると、あなたは認識されましたか。

(答弁)

そのとおりです。

(委員長)

では、再度確認ですが、このように、あなたとの面談において、松岡議員は市場移転を盾に取って、自分の言うことを聞くようたびたび要望されていたんですか。

(答弁)

市場事業に、この公園事業は市場事業に係る整備事業ですので、市場事業に関することについてはそういうことだったと思います。

(委員長)

常態化していたということよろしいですか。

(答弁)

松岡議員から、そんなたくさん要望をいただいた覚えはあまりありません。この公園についての要望は、あのペーパーを見て、そう要望があったんだなということを確認しましたがけれども、それ以外特にとというのがあまり思い浮かびませんので、何かあったかもしれませんけれども。ちょっと記憶が今のところははっきりしません。

(委員長)

これも記録に基づきまして、松岡議員の言う「本会議で言われへんこと。」が、記録に残っておりますけれども、これはあるのですか。そういったことが。

(答弁)

私には分かりません。

(委員長)

では、「みんな総替えで来年度からそないして。」「本会議で追及せえへん代わりに来年はちょっと変えて、もう澤田に戻してくれ、あいつに変わってから

ぐちゃぐちゃ抜かしやがって。」等人事異動を求める発言をされています。澤田さんは要望のあった当時は主幹であり、翌年度の令和2年度には参事として公園部に異動になっております。あなたは副市長の立場として、その分担事務として総務局を所管しており、主幹、参事級であれば、その人事異動に対して意見を言える立場であったと思います。直接、松岡議員が人事課に要望を行ったかどうかは分かりませんが、これは、松岡議員の要望を受けての異動だったんですか。

(答弁)

それは違います。

(委員長)

それでは、「東京の方からちょっとバルブひねったら姫路市困ること出てくるんやから、会計検査やたらなんぼでも入れたる。」のほか、あなたの手元にはありませんが、平成31年5月17日の公園整備課長と松岡議員との面談では「ワシも東京まで行って、公園の予算をようさん貰って」など発言があります。あなたは、松岡議員と一緒に東京出張もあったかと思いますが、何かの事業の補助金獲得のために、松岡議員にそのあたりの依頼をされたことはありますか。

(答弁)

ございません。

(委員長)

では、ないとのことですが、松岡議員が要望を行った市場関係事業において、国からの補助金が想定よりも増額されるようなことがあったと、あなたはお感じですか。

(答弁)

市場事業については分かりません。先ほどの説明の中で、事業について、個別事業についての補助金については、もちろんございませんということであり、少し訂正させていただきます。

(委員長)

では、これも発言ですが、「もうキチッとしてもらわなんたら、今市場の補助金止めやすい状態や忘れんといてよ。」とありますが、これは補助金交付に当たって、不適切な事務執行を行っていたということになりますか。

(答弁)

市場事業については、私の所管ではございませんの

で分かりかねます。

(委員長)

それでは、この発言に対する見解は、いかがでしょうか。

(答弁)

もしそういうことがあったとしても、そういうことはなかったと思います。

(委員長)

また、これも続けて発言ですけれども「別に納期については逆に言うたらな、繰越明許もできるやろし、やり方としてはなんぼでも。」と松岡議員は発言をされています。契約や事務執行などは自身たちの都合を優先させて、いかように理由をつけて変更しろと聞こえてきますが、このような発言について、どうお感じですか。

(答弁)

それはあってはならないことだと思います。

(委員長)

これも発言です。「今まで局長とこんだけ話をしながら下が他所向いて自治会行って好き勝手なこと言うて来る」とあります。本事案において、担当者がなぜ、局長と松岡議員の打合せどおりの対応をしてないと思いますか。発言を元にですけれども。

(答弁)

そごがあったのか、局長と市の下の方の間でそごがあったのかと思いますが、私にはそのあたりのことはよく分かりません。

(委員長)

命令であっても誤った事務執行はできないという強い思いであったという認識はございませんか。

(答弁)

もし、そうであれば、職員が正しいと思います。

(委員長)

では、上司が下の者を守らないという批判は前回の百条委員会でもありました。あなたは、この発言を受けて、局長と担当者から意見を聞いて、どちらの言い分が正しいか確認をされましたか。

(答弁)

確認いたしておりません。

(委員長)

では、これも発言です。「下も含めてちゃんと地元

の皆様方のお話を聞くその前に、先生と相談するその流れなんやから、ずっとそない言うとうやんか。」と、これはあなたの発言であります。この先生とは誰のことですか。

(答弁)

松岡議員です。

(委員長)

また、これは、誰に対して発言をされているのか、記憶にありますか。

(答弁)

その場にいた局長と部長です。

(委員長)

では、先ほどのこの流れとは、あなたを含めて局長などの幹部職員間で、そのような対応をすることを決められていたのですか。

(答弁)

市場事業については、市場事業の推進という観点から、そういう形で議員、そして地元という形で進めていくということで市場事業を推進することという認識でおりました。

(委員長)

では、推進する認識ということなんですけれども、その決められたというのは誰と誰の間で決められたのですか。そのあたりはどうですか。

(答弁)

市場事業の推進というのは、市の重要事業ですので、誰と誰という間ではなく、市、私もそういうふうに自分では思っております。

(委員長)

では、先ほどのあなたの発言で、相談する内容は、先生と相談する内容は、具体的にはどのようなことと記憶しておりますか。

(答弁)

そのときの発言は相談ということですが、個別にどういう形で相談するという個別事項については思いを持って言った発言ではなかったというふうには思っています。

(委員長)

私からは以上であります。それでは、大会派順に尋問をお願いいたします。まず、市民クラブさん。はい、常盤委員。

(質問)

すいません。お手元にはない資料なんですけれども、この関係のところでも当時の課長と松岡議員の話の中で、松岡議員から中央市場を迷惑施設としてというような表現があるんですけれども、迷惑施設という言葉が報告と、下からの報告とか、また、直接、お聞きになったりということはこれまでありましたか。

(答弁)

市場事業自体が迷惑施設かというとなかなか難しいところなんですけれども、地元の皆さん方に、ある一定の負担、ご迷惑をおかけする施設であるという認識はありました。ただ、どこかの時点で迷惑施設という形で、整理をしたということはなかったかと思えます。

(委員長)

はい、常盤委員。

(質問)

ですよね。先ほど来、これまで、そこに座っていた方も含めて、やはり市場事業というのは、重要な市が進める事業としてというところであったので、こういった、例えば言葉を言われたときに、何か思うところはありますか。改めて。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

市場事業そのものが迷惑施設か、迷惑施設という言葉かどうかは分かりませんが、地元で一定の負担をおかけする事業であるということは間違いないので、それぞれ必要な対応は、地元に対してすることが必要であったんだというふうにも考えております。

(委員長)

続きまして、公明党さん、いかがですか。はい、西本委員。

(質問)

2019年11月18日のやり取りの中で「ワシ自信持って市場止めたんで。」という話が出てきましたけれども、という話がありましたけれども、本当に何かそういうアクションを起こせば、市場の事業が止まるというふうにお感じになっておられましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私自身そういう言葉を受けて、それが実現するかどうかわかりませんが、あまり姫路市にとっていい形で返ってこないものではないかという認識は持っております。

(委員長)

はい、西本委員。

(質問)

止まるかどうかは別としても、やはりアクションを起こすことによって、いろいろな不協和音と言いますか、トラブルが起こる可能性があったというご認識でよろしいでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

そういう可能性があるのではないかという認識であります。

(委員長)

続きまして、新生ひめじさん、いかがですか。はい、杉本委員。

(質問)

1つだけ。先ほど委員長の質問もありましたけれども、発言の中から「下も含めて、ちゃんと地元の皆様方のお話を聞く。その前に松岡議員と相談する流れとなっている」ということを副市長が発言されてますが、これは市内全部周知の事実ですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それは、公園事業としてということですので、私が市内全体にそういうことを言ったということはいません。

(委員長)

よろしいですか。それでは、自民党さん、いかがですか。よろしいですか。

(委員長)

創政会さん。

(委員長)

では、共産党さん。はい、谷川委員。

(質問)

1つは、先ほど委員長も聞かれましたが、松岡議員

と一緒に東京出張行かれてますよね。何のために松岡議員と東京出張一緒に行かれたのですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

公園事業とは関係のない要望がありましたので、松岡議員のご存じのところで、必要な要望をするために東京で一緒に行ったということでございます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

それから、音声データの中でも先ほどからあれなんですけれども、「下も含めてちゃんと地元の皆様方のお話を聞く。」と、その中で、「ずっとそない言うとなんやから」、「ずっと言うとなんやなか。」と、これは先ほどの質問では、局長、部長に対して、「ずっとそない言うとなんやか。」と言ってるわけですね。「ずっと」ってのはいつからのことなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

言葉のあやですので、「ずっと」っていうのはいつからかっていうのは。この公園事業についてという趣旨ではないかと思えます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

先ほど、委員長の最初の質問に、どこで話をしたのかという副市長室なのかというので、記憶にないと言われたかと思うんですが、これまで松岡議員とは一切副市長室でお話をされたことはないんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それはいいです。副市長室で松岡議員と話をしたことは、この件ではないものについてはあります。

(質問)

あるけれども、このやり取りのときにどこで話したかは記憶がないということですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

どういう形で、どの経緯で、この会議を持ったのかという記憶がないという形です。ということをお願いしました。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

先ほどなんで激怒されていると思いますかと言われたら、地元の調整がついてないからって。そのことは、はっきり記憶されてるんですね。

(答弁)

そのときの話の内容で、そういうことだと思っております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

市場の移転が重要事業だと。そしたらね、重要事業を推進するためには、どんな要求でも地元や松岡議員が言うことは聞くということですか。今もそう考えていると言われたかと思うんですが、そしたら、これまでのこの松岡議員、この公園のやり取りですね、これ、対応は間違っていないかと、正しかったと今もそう思われてるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

最終的に遊具が過大なものとなっているということは、最終どういう形であってというのは、過大なものになっているという認識はいたしておりますので、その部分については、一部反省するものがあるかなと思っております。

(質問)

副市長という最高幹部ですね、公正・公平な行政運営をしなければならないという立場にありながら、過大なものになったということは公正・公平ではなかったかと思うんですが、なぜ、毅然とした対応なり、公正・公平な対応ができなかったと思えますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

これは市場事業の関連事業ですので、その部分につ

いての配慮があったということでございます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

最後。先ほどと重なるんですが。そしたら重要事業であると。市場は、移転は重要事業やから、どんなことでも要求をのんでもいいというお考えなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

どんなものでもというわけではなく、我々が事務的に対応できる部分については対応していくということで。違法であったり不当であったりっていうもの、違法であったりというものについて対応する必要はもちろんできない。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

でも、結果的に遊具に関しては不当要求ということが認定されたわけですね。そのことについての認識はいかがですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

その部分については十分反省しております。

(委員長)

次、維新の会さん、いかがですか。

(委員長)

よろしいですか。では、燎原会さん。はい、伊藤委員。

(質問)

1点だけ。先ほども出てきましたけども、「下も含めてちゃんと地元の皆様方のお話を聞くその前に先生と相談するその流れなんやから。」という、この発言なんですけど。これはあくまでも、従来からこんなこと全てに対してやっているんじゃないくて、この件については、調整を、地元調整をしてもらうところから、こういう発言があったと理解していいんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

その発言については、こういうそうです。ただまあ、他の事務事業でも運営方の意見を聞き、地元に対応するという事は、基本的にはそのスタンスで、私自身は事務を進めてきたつもりではおります。

(委員長)

では、引き続きまして、黒川証人には、白浜小学校の相撲場整備に関することにつきまして、尋問をさせていただきます。まず、白浜小学校の相撲場に関して、記録では令和元年7月31日に松岡議員が初めて要望を行っておりますが、その前後に、松岡議員からあなたに対して直接相撲場整備に関する要望を受けられたことはありませんか。

(答弁)

ありません。

(委員長)

それでは相撲場整備に関して、教育委員会に対して、松岡議員の要望に応えるよう協力要請は行われましたか。

(答弁)

特に要望はなかったもので、教育委員会への私自身の話というのは致しておりません。

(委員長)

これは確認でお聞きします。先ほどもお聞きしましたが、令和2年4月14日の議員対応記録を見ると、調整して副市長に相談するとあります。仮に松岡議員が相談していれば、という仮定の話ではありますが、相談を受けた副市長はあなたですか。

(答弁)

私ではありません。

(委員長)

高馬副市長であるならば、高馬副市長から何か報告を受けられて、対応について相談をされましたか。

(答弁)

時点がよく分からない、覚えてないんですけども、こういう要望があるよって話は聞きました。それについて、詳細にどうするこうするという話をした記憶は私自身はありません。

(委員長)

結果的にこのときの松岡議員の要望には応えることはできない形になりましたが、入札条件まで介入するような発言について、あなたはどうか感じになりますか。

したか。

(答弁)

もしそういうことがあったとすれば、あつてはならないことだと思います。

(委員長)

では、入札妨害につきましても、刑法においても処罰規定がございます。公共事業の決定に当たり責任ある立場のあなたのお立場として、この刑法規定について詳細でなくてもよいので理解と認識はされ、ありましたか。

(答弁)

入札妨害については、認識はいたしております。

(質問)

では、認識があるのならば、松岡議員の行為は刑法に抵触すると思いませんか。

(答弁)

具体的に松岡議員の行為自体を認識はいたしておりませんので、その時点で私自身判断したことはございません。

(委員長)

相撲場の新築工事は、入札参加 10 社の内 6 社も辞退されています。この工事について、教育委員会や松岡議員から相談、報告等は受けましたか。

(答弁)

受けておりません。

(委員長)

私からは以上であります。では、大会派順に尋問をお願いします。はい、副委員長。

(質問)

代表して何点か聞かせてもらいたいと思います。黒川前副市長は、当時、教育委員会の担当副市長で、先ほど高馬前副市長と証人尋問の中で、証言いただいたが、直接的な要望部分、教育委員会の担当事務局のほうから鉄骨造りから木造の神明造りに変わるに当たって、予算が足りないということから、高馬前副市長のほうにご相談があったと。高馬前副市長にしましても、そのことについて担当副市長である黒川前副市長のほうにも、黒川証人のほうにも報告がなされておりますと。この件につきましては、3月の文教・子育て委員会や総務委員会の中でもいろいろと議論されたんですけれども、予算の執行に当たって、高馬前副市

長は、財政局担当ということであったんですけれども、直接的な担当副市長である、教育委員会の担当副市長であった黒川証人は、そのことについて、どのような考えで担当副市長として教育委員会の鉄骨造りから木造の神明造りに変わる予算が当初の 2,000 万程度から 6,000 万を超えるような規模になることについての指示をなされたのですか。この点について、教えてください。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

指示はしておりません。2月か3月の前回の、私が前回、文教の委員会で発言させていただいたと思うんですけれども、当初教育委員会と相談をし、とにかく過大なものはなかなか難しいので、予算を絞ってやるようにという指示を出し、その後、最終的に上がってきたのが、決裁で上がってきましたので、それぞれ担当課として整理をして、決裁を上げてきたものだという認識の下、決裁をしたというのが事実であります。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

これも当時担当副市長であったというお立場なので聞かせていただきたいんですけれども、使われた予算が枠予算ということで、学校の…修繕なんかを使うということですから、当然、その枠予算で壊れたものを直す。相撲場自体も附属施設としての壊れたものなんで、その枠予算を使うことについては、理解はできるんですけれども、2億円という総枠の中で2,000万円、10%程度でやったものが、6,000万円を超える、要は30%程度まで使うことによって、ほかの学校の附属施設の修繕に影響を与えるというようなことについてのお考えは、その当時、どのように受け止められたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

決裁をしたときには、そのあたりのことも含めて整理をして、決裁を上げてきたんだなという考えでございましたが、前回、委員会、文教の委員会の中で、それぞれ議論をさせていただく中で、やはり、ほかの学校

等々にやっぱりしわ寄せがいつているとすれば、それは反省すべきことだというふうに思います。

(委員長)

続きまして、公明党さん。いかがですか。

(委員)

ありません。

(委員長)

新生ひめじさん。はい、杉本委員。

(質問)

先ほどの岡本証人の発言の中で、最終的な判断について、…も莫大なことも含めて最終的な判断を副市長に仰いだという証言がありました。このことについて、副市長がどうのご判断をされたのか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

先ほど申し上げましたとおり、決裁で上がったことだというふうに思っておりますので、決裁をするについては、総合的にそれぞれ教育委員会で判断し、整理を上げてきたものだというふうに思っておりますので、それに基づいて、最終的に私が責任を持って判断をしたということでございます。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

くどいようですが、岡本証人の発言からは、我々自分たちでは判断ができなかったと。それを副市長に判断を仰いだということなんですけれども、今、黒川証人は、決裁だというふうにおっしゃってますけれども、そういうことで確認ですがよろしいですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

金額そのものについて、私の記憶では、その決裁までの間に教育委員会と相談、あるいは協議をした覚えがございませんので、決裁の時点で、そういう判断をしたというふうに私は思っております。

(委員長)

はい、次、自民党さん。

(委員長)

いいですか。では、創政会さん。

(委員長)

よろしいですか。では、共産党さん。はい、谷川委員。

(質問)

相撲場も当初の3倍近い予算となって、これも市場整備を推進するためのものだったというふうに認識しますけども、先ほども申し上げましたけども、公正・公平な行政運営をしなければならない立場にありながらね、このような状態になったことをどう受け止めていますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

過大なものになったことについては反省いたしております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

同じような質問をね、元部長や元副市長にもお聞きしているんですけども、皆さんそういうふうに言われるんですけども、なぜ、その当時ね、そういう公正・公平な行政運営ができなかったのか、毅然とした対応ができなかったと考えてらっしゃいますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

市場事業の推進ということを重きに置いたためだと思います。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

それとこの相撲場だけじゃなく、全ての公園整備についてもですね、この相撲場にしても、議会への説明が全くなされてないんですが、これはどうしてなされなかったんですか。

(答弁)

私自身それぞれの委員会に提出する詳細については、把握しておりませんので、なぜというところについては、私はそれは分かりません。

(委員長)

続きまして、維新の会さん。

(委員長)

よろしいですか。では、療原会さん。はい、伊藤委員。

(質問)

はい、すいません。先ほど高馬証人のときにですね、神明造りの話が政教分離にちょっと引っかかるのではないかというような判断を黒川証人がされた。それで黒川証人のほうで法制にも確認した上でということだったんですが、そのときの法制の言い方ってのは、それはどんな言い方で、それは納得されたんでしょうか。覚えてられたら。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

直接法制と話を私がしたのか、聞いたのか、ちょっと申し訳ありません。記憶にございません。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

先ほど決裁、岡本証人とその当時の教育長が多分来られて、決裁を持って来られたと。最終的に了解したということなんですが、決裁を差戻しするということは、これまでされたことはないんですか。

(答弁)

やはり問題のある決裁については、差戻しをしたことが副市長になって、ちょっと記憶にありません。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

そのときは、そこまで問題はないだろうという判断であったということよろしいですね。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それぞれ時間をかけて整理をしてきたものだと思っておりますので、そういう判断をいたしました。

(委員長)

以上で、黒川優氏に対する尋問は終了いたしました。黒川証人におかれましては、長時間どうもありがとうございました。ご退席をお願いします。

**証人尋問(黒川証人) 終了**

**14時45分**

[黒川証人退室。]

(委員長)

皆様お疲れ様でした。本日の委員会は、これで散会いたします。再開は、明後日10月22日、金曜日の午前10時となりますので、ご参集よろしくお願いたします。どうも、お疲れ様でした。

**閉会**

**14時45分**